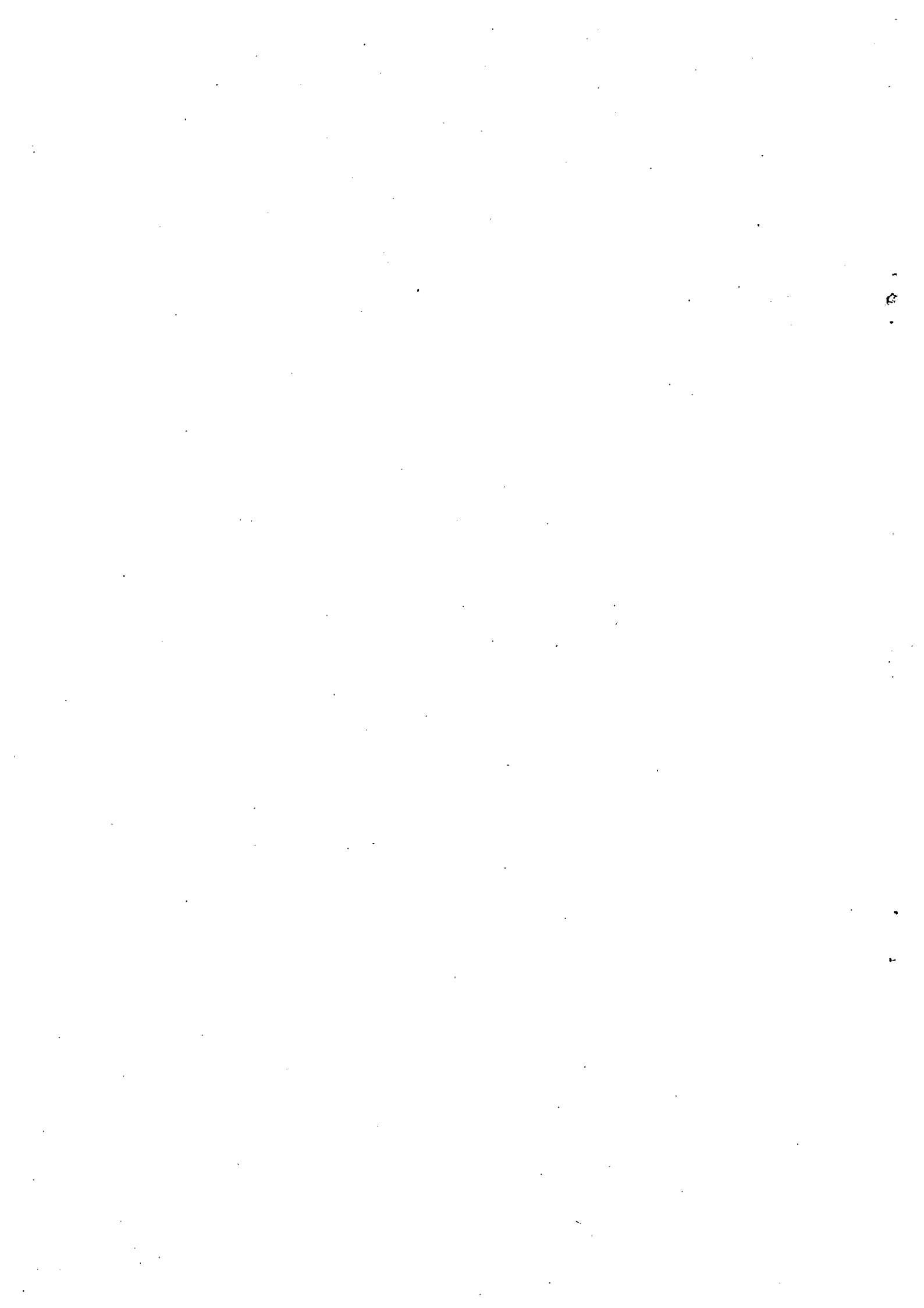


(改定案)

第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画

～犯罪被害者等を温かく支える地域社会を目指して～

平成31年1月



目次

I	計画の基本的考え方	
1	計画の趣旨	1
2	第2期計画までの取組の概要	1
3	計画改定について	2
4	計画の性格	2
5	計画の対象	2
6	計画期間	2
7	進行管理等	2
II	犯罪被害等の現状	
1	県内の犯罪等の発生状況	4
2	犯罪被害者等の状況	7
3	犯罪被害に対する県民の意識	11
III	充実・強化すべき取組	15
IV	計画の内容	
1	基本目標	16
2	施策の体系	16
	体系図	18
3	具体的な取組	
	【施策の基本方向1】 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携	20
	【施策の基本方向2】 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供	29
	【施策の基本方向3】 県民・事業者の理解の促進	35
	【施策の基本方向4】 被害者等を支える人材の育成	38
V	計画の推進体制	40

VI 付属資料

資料1	第2期犯罪被害者等支援推進計画における重点的取組の実施状況と その評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
資料2	平成30年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会	68
資料3	神奈川県犯罪被害者等支援条例	69

Ⅰ 計画の基本的考え方

1 計画の趣旨

犯罪等の被害者やそのご家族、ご遺族の方々の多くは、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった、その犯罪等によって引き起こされる直接的な被害に加え、心身の不調や、治療費の負担などの経済的な問題、新たな住居の確保など、様々な問題に苦しめられています。

さらに、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、配慮に欠ける対応や言動、さらにはプライバシーの侵害や名誉棄損などによって精神的な苦痛や心身の不調等の二次被害を受けることも少なくありません。犯罪被害者等は、こうした二次被害によって、それまで日常生活や社会生活を送る場であった近隣、職場、学校などから距離を置いたり、通えなくなったりして、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は、非常に深刻な問題です。

このような状況にある犯罪被害者等が、早期に平穏な日常生活を取り戻すためには、身近な行政である地方公共団体が、様々な関係機関と連携し、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を途切れることなく提供するとともに、県民や事業者など周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、二次被害が生じることのないよう十分配慮し、犯罪被害者等を支えていくことが必要です。

県では、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成を進めるため、平成21年に「神奈川県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）」を制定し、条例に基づいて、犯罪被害者等への支援施策を総合的、計画的に推進するため、「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しています。

2 第2期計画までの取組の概要

(1) 第1期計画の取組

平成21年4月に策定した計画（平成21年度～平成25年度）では、県、県警察、民間支援団体が一体となって総合的な支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を設置し、様々な関係機関と連携して、犯罪被害者等への支援を提供するとともに、県民や事業者が犯罪被害者等への理解を深めていただくための取組を行うなど、様々な施策を展開してきました。

(2) 第2期計画の取組

第2期計画（平成26年度～平成30年度）がスタートした平成26年度からは、警察に届出を躊躇する方も多い、性犯罪や性暴力の被害者の相談に、24時間365日に対応するホットラインを開始しました。

その後、平成29年8月、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を開設し、電話相談に加えて、協力医療機関への付添いや、受診費用の負担など、支援の充実を図っています。

3 計画改定について

県では、第2期計画の最終年度である平成30年6月に、各年度の取組の実施状況を取りまとめて公表し、県民の皆様をはじめ、市町村、関係団体から意見を伺いました。併せて、犯罪被害者等支援施策に関し、インターネットを活用した「e-かなネットアンケート」を実施しました。

さらに、有識者、被害者支援団体、市町村からなる「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、第2期計画の事業実施状況を評価したうえで、課題を抽出していただきました。

こうした県民の皆様、市町村、関係団体、検討委員会等の意見を踏まえ、犯罪被害者等支援の、より一層の充実を図るため、第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（以下「計画」という。）を策定しました。

4 計画の性格

この計画は、条例第8条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標や施策の方向、県が取り組むべき犯罪被害者等支援施策を定める「行政計画」です。

5 計画の対象

条例第2条では、犯罪被害者等を「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有する者をいう。」としていることから、計画で定める犯罪被害者等支援施策は、原則として県民を対象としたものとします。

6 計画期間

この計画の計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。なお、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により、必要に応じて、見直すこととします。

7 進行管理等

年度ごとに前年度の施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表するとともに、進捗状況を点検し、必要に応じて施策・事業の見直しを行いながら計画を推進します。

また、随時、支援施策を利用した犯罪被害者等から意見を求め、施策に反映します。

計画の中間年度（平成33年度）及び最終年度（平成35年度）には、前年度までの施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表し、県民の皆様の意見をはじめ、市町村、関係団体などから意見を伺います。そして、有識





者等で構成する検討委員会において施策の総合的な検証を行い、検討委員会での検証結果を踏まえ、必要な対応を行います。

【参考 計画とSDGsとの関係】

平成27年9月、国連において「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals 略称「SDGs」)が採択されました。国が策定した「SDGs実施指針」では、各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を最大限反映することを推奨」しています。

計画における基本目標も、SDGsの理念を共有するものです。計画に定める施策・事業の展開を図ることにより、持続可能な神奈川の実現を図り、世界的な課題の解決にも役割を果たしていきます。

(参考 SDGsの17の目標(ゴール)のうち、計画と関連の強いもの)

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力開発を行う。</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力開発を行う。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化する。</p>

II 犯罪被害等の現状

1 県内の犯罪等の発生状況

全国における刑法犯の認知件数は、平成14年以降減少し、平成29年は、1,324,333件となっています。

(認知件数とは警察において発生を認知した件数を指します。)

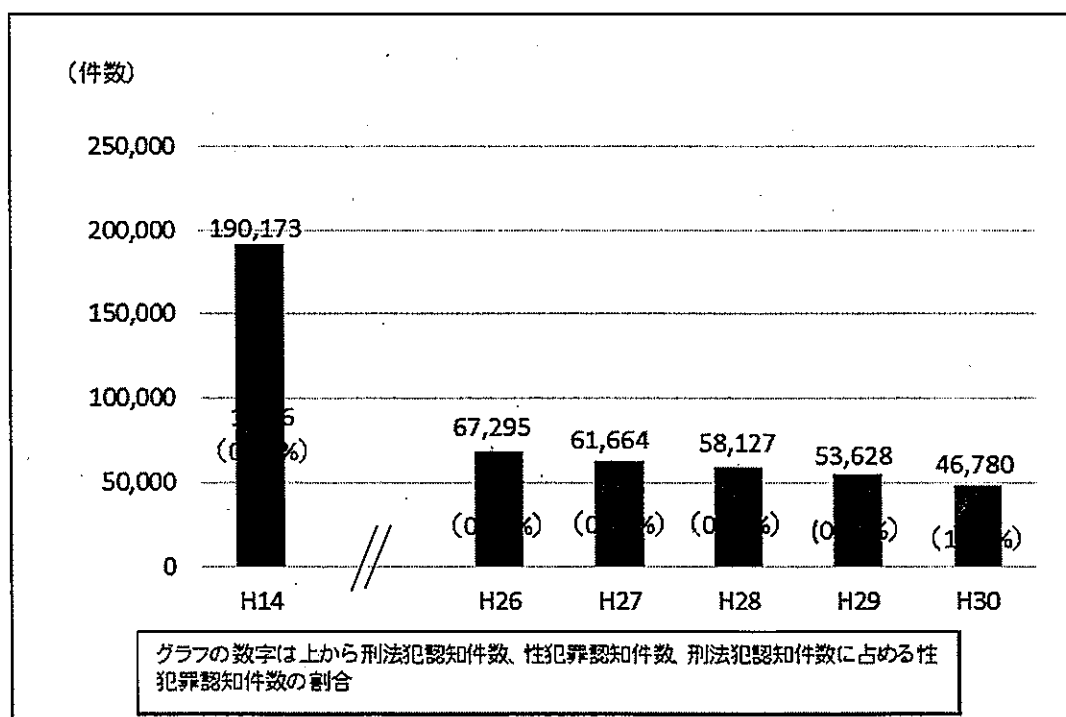
神奈川県内の刑法犯認知件数も、平成14年には190,173件と戦後最悪を記録しましたが、平成15年以降、減少傾向となり、平成30年は46,780件と、平成14年の約24.5%の件数となりました。

しかしながら、性犯罪(強制性交等(強姦)、強制わいせつ)の認知件数は、平成14年の1,016件から平成27年以降は500件前後と半減したものの、刑法犯に占める性犯罪の割合では、平成14年の0.48%から平成26年以降は1%程度と増加傾向で推移しています。

また、交通事故死亡者数は、平成28年には140人となったものの、平成30年は162人と増加傾向にあり、未だ厳しい情勢にあります。

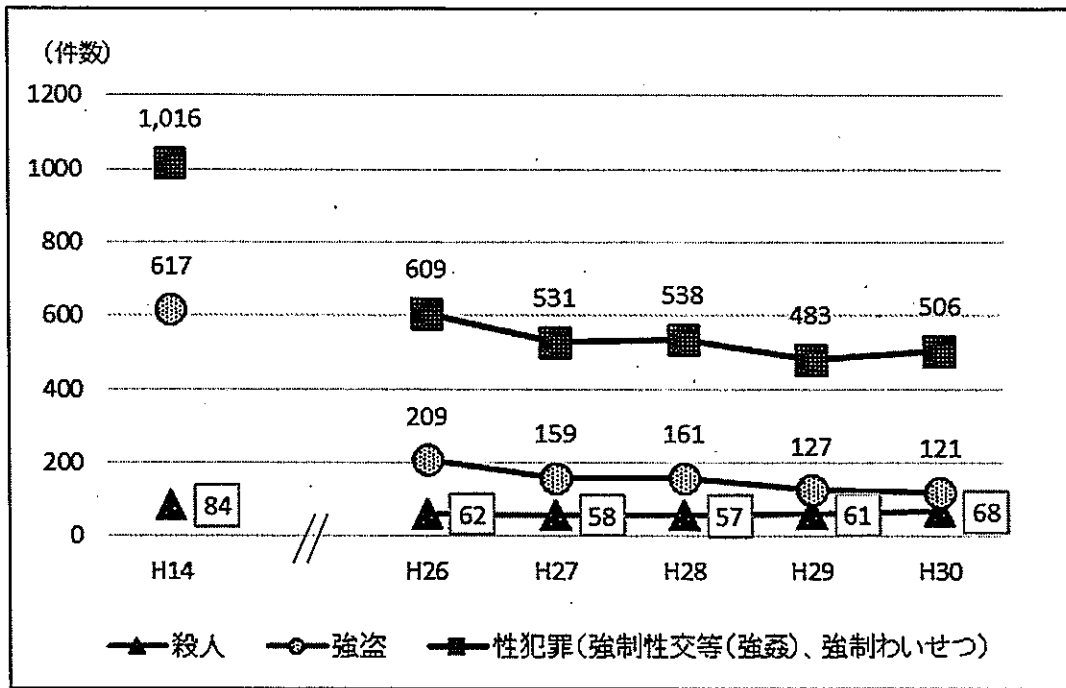
なお、条例では、犯罪被害者等を「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族」と広範に捉えており、また、例えば性犯罪の被害者は被害の届出をためらうケースが多いことなどを考慮すると、支援の対象となる犯罪被害者等は、刑法犯や交通事故などの被害者にとどまるものではありません。

■図表 県内の刑法犯認知件数と性犯罪認知件数の割合



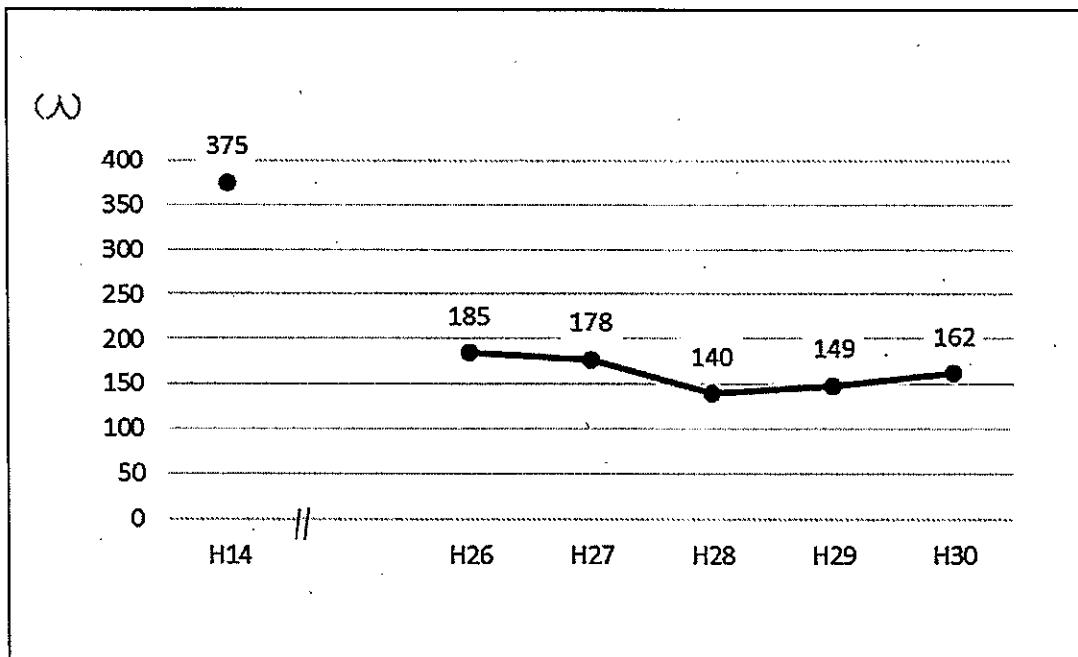
●神奈川県警察本部調べ。平成30年は暫定値

■図表 県内の殺人、強盗及び性犯罪の認知件数の推移



●神奈川県警察本部調べ。平成30年は暫定値

■図表 県内の交通死亡者数の推移



●神奈川県警察本部調べ。平成30年は暫定値

神奈川県警察の調査によると、県内の刑法犯の認知件数を、犯罪種別ごとに見ると、次のようになります。

■図表 県内における刑法犯の認知件数

罪種/年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総数	67,295	61,664	58,127	53,628	46,780
凶悪犯	404	342	288	291	313
殺人	62	58	57	66	68
強盗	209	159	161	127	121
放火	42	35	12	33	45
強制性交等	91	90	58	65	79
粗暴犯	4,797	4,593	4,269	3,661	3,092
暴行	2,688	2,564	2,332	1,958	1,527
傷害	1,752	1,679	1,617	1,433	1,302
その他(注1)	357	350	320	270	263
窃盗犯	51,146	46,785	43,365	38,802	33,487
侵入盗	4,700	4,506	3,952	4,454	3,624
乗り物盗	23,840	21,336	19,425	16,366	14,384
非侵入盗	22,606	20,943	19,988	17,982	15,479
知能犯	2,916	2,486	2,727	3,779	3,816
詐欺	2,659	2,198	2,464	3,537	3,564
その他(注2)	257	288	263	242	252
風俗犯	861	816	877	942	
強制わいせつ	518	441	480	418	427
その他(注3)	343	375	397	524	416
その他	7,171	6,642	6,601	6,153	5,229
略取誘拐、人身売買	10	9	23	24	14
器物損壊等	3,372	3,117	3,203	2,997	2,541
住居侵入	1,088	996	1,103	1,112	899
その他(注4)	2,701	2,520	2,272	2,020	1,775

注1 凶器準備集合、脅迫、恐喝

注2 横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任

注3 賭博

注4 占有離脱物横領、公務執行妨害、逮捕監禁 等

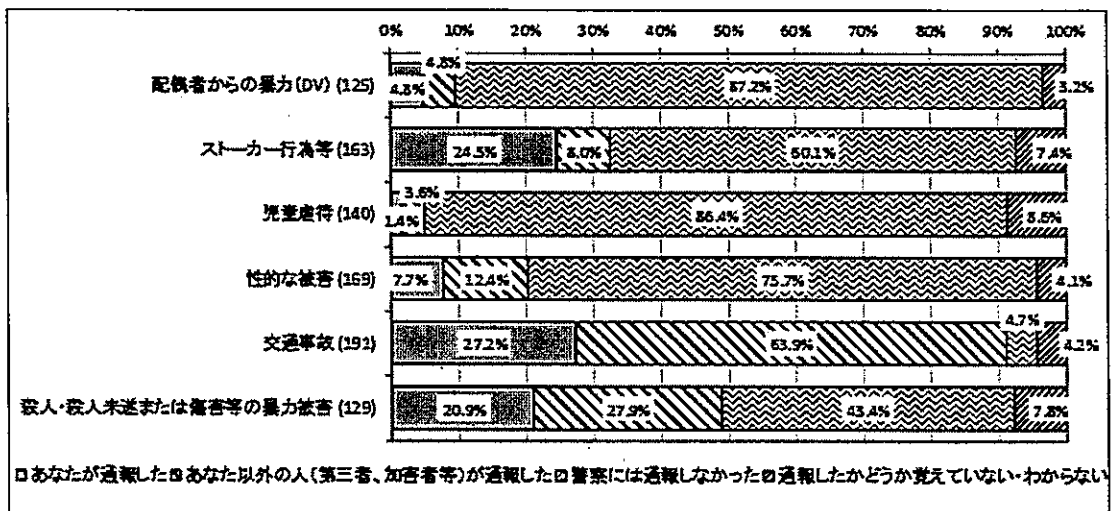
●神奈川県警察本部調べ。平成30年は暫定値

2 犯罪被害者等の状況

(1) 警察への通報状況

警察庁の平成 29 年度の調査によると、犯罪被害類型別に、回答者又は家族が過去に受けた被害について、警察に通報した（「あなたが通報した」と「あなた以外の人が通報した」の和）との回答比率（＝通報率）をみると、交通事故（91.9％）が最も高く、次いで殺人・殺人未遂又は傷害等（死亡又は全治 1 週間以内）の暴力犯罪（48.8％）となっています。性的な被害（痴漢、無理やりにされた性交、性的接触）（20.1％）、配偶者（事実婚の関係にある方を含む。）からの暴力（DV）（9.6％）、児童虐待（5.0％）等では低くなっています。

■図表 犯罪被害類型別、警察への通報の有無



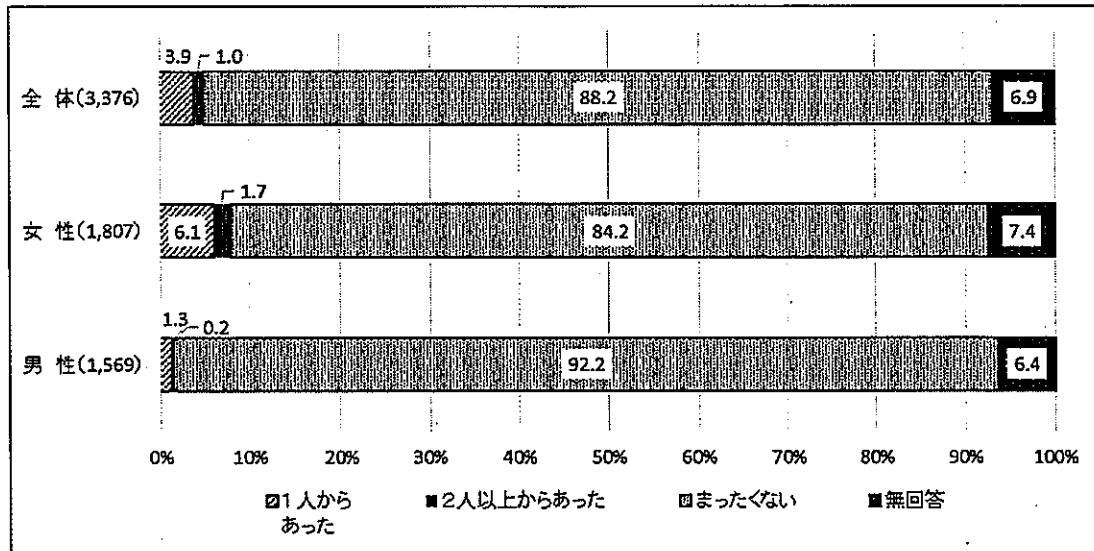
●出典：平成 29 年度犯罪被害類型別調査（警察庁）

(2) 性犯罪被害者の状況

ア 無理やりに性交等された被害経験

内閣府の平成 29 年度の調査によると、約 20 人に 1 人 (4.9%)、女性では約 13 人に 1 人 (7.8%)、男性では約 67 人に 1 人 (1.5%) が、無理やりに性交等された経験があると回答しています。

■図表 無理やりに性交等された被害経験

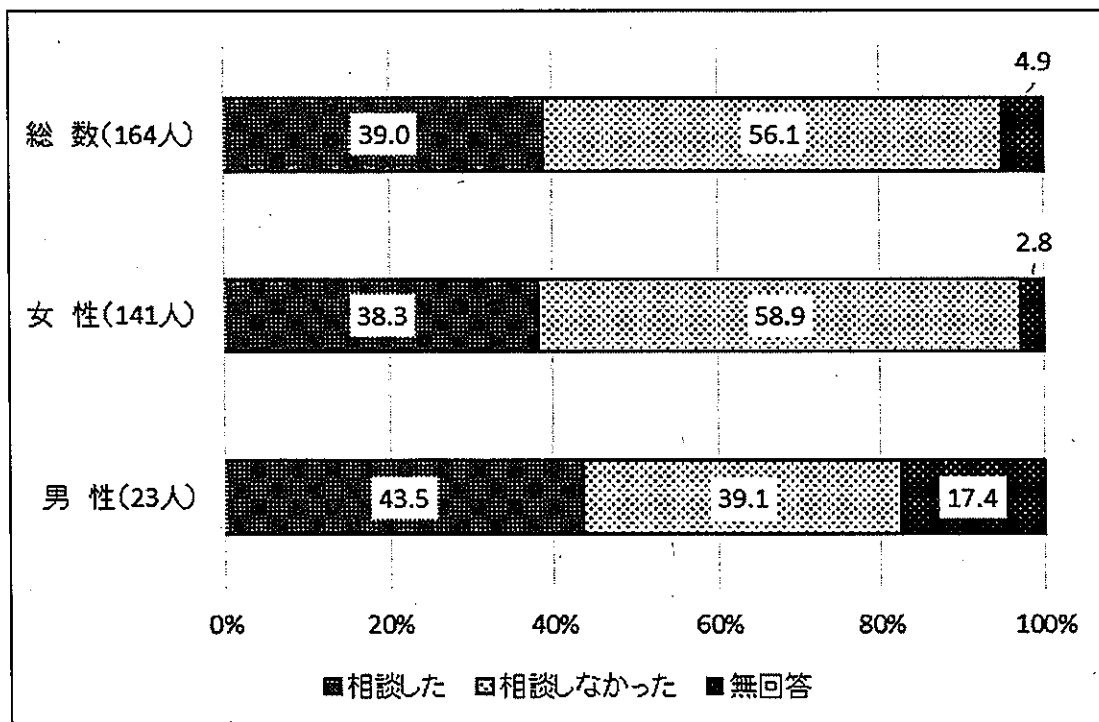


●出典：平成 29 年度「男女間における暴力に関する調査」(内閣府)

イ 無理やりに性交等された被害者の相談経験

内閣府の調査によると、無理やりに性交等された被害を受けた女性の約 6 割、男性の約 4 割は、どこにも、だれにも相談していないと回答しています。

■図表 無理やりに性交等された被害者の相談経験

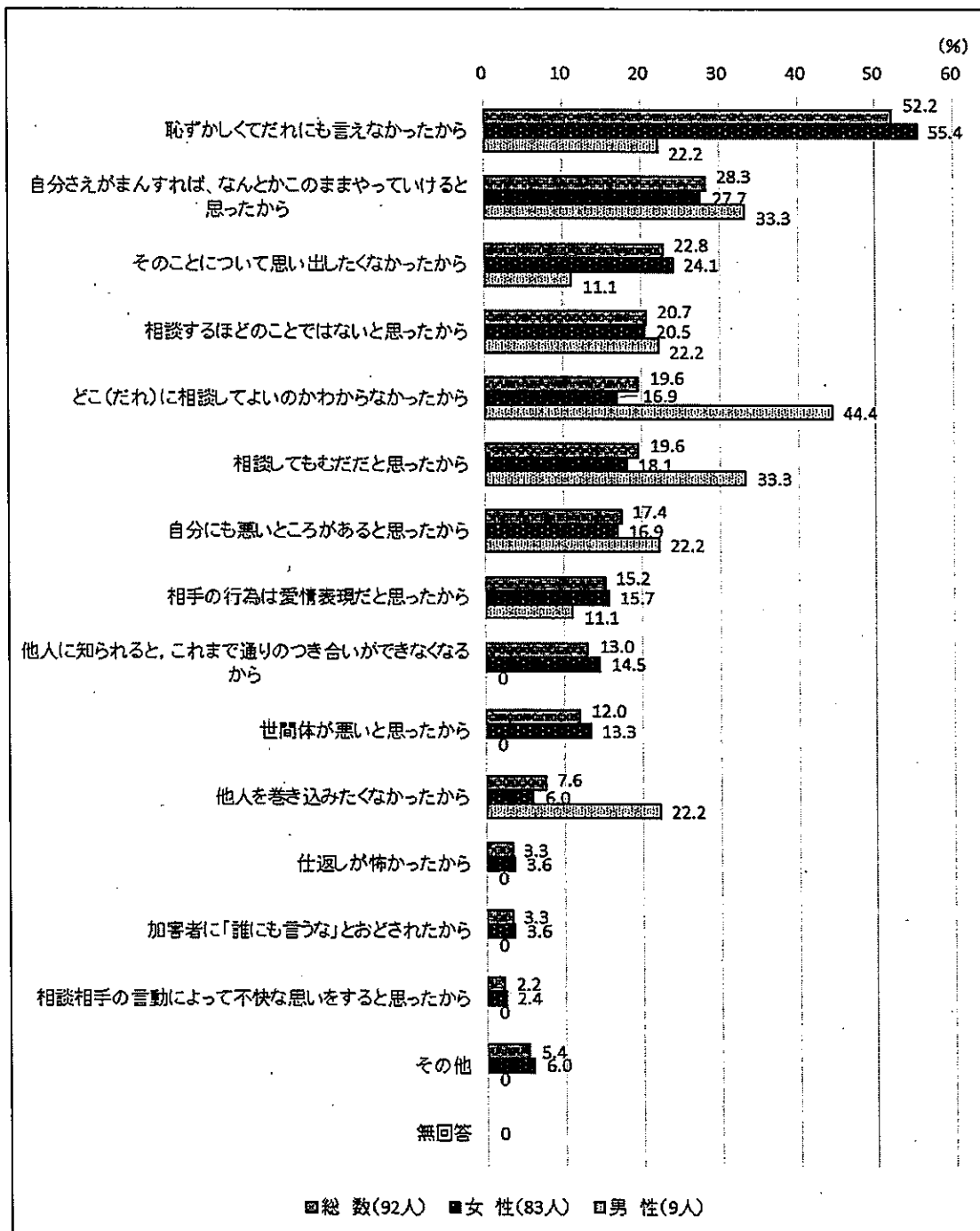


●出典：平成 29 年度「男女間における暴力に関する調査」(内閣府)

ウ 無理やりに性交等された被害についてだれにも相談しなかった理由

内閣府の調査によると、無理やりに性交等された被害者がだれにも、どこにも相談しなかった理由は、女性では、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が最多で、55.4%を占め、男性では、「どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから」が最多で、44.4%でした。

■図表 無理やりに性交等された被害についてどこにも相談しなかった理由(複数回答)



●出典：平成 29 年度「男女間における暴力に関する調査」(内閣府)

(3) 犯罪被害が与える影響等

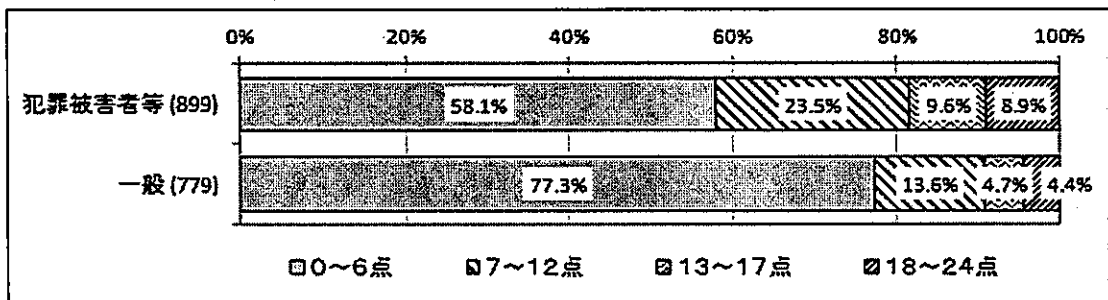
ア 犯罪被害者等の直接被害

(7) 精神健康状態 (K6方式の調査による)

警察庁の平成29年度の調査によると、犯罪被害者等と、過去に犯罪被害を受けた経験がないと回答した一般対象者として、精神健康状態を比べると、深刻な問題が発生している可能性が高い割合 (K6で13点以上) は、犯罪被害者等が約19%で、一般対象者の約9%を10ポイント上回っており、犯罪被害が精神健康状態に及ぼす影響が大きいことがうかがえます。

なお、K6方式の調査とは、心の健康を測定する尺度で、「神経過敏に感じましたか」等の6つの設問ごとに、5段階の回答を点数化したものにより分析するものです。合計値が高いほど精神健康に問題がある可能性が高くなり、13点以上で「深刻な問題が発生している可能性が高い」と言われています。

■図表 犯罪被害者等と一般対象者の精神健康状態



●出典：平成29年度 犯罪被害類型別調査 (警察庁)

(イ) 日常生活が行えなかったと感じた日数

警察庁の平成29年の調査によると、過去1年間で心身の不調によって仕事や日常生活が行えなかったと感じた日数の平均は、犯罪被害者等 (26.2日) が一般対象者 (7.5日) の約3.5倍の日数に達しており、犯罪被害の与える影響の大きさがうかがえます。

■図表 回答者属性別、日常生活が行えなかったと感じた日数

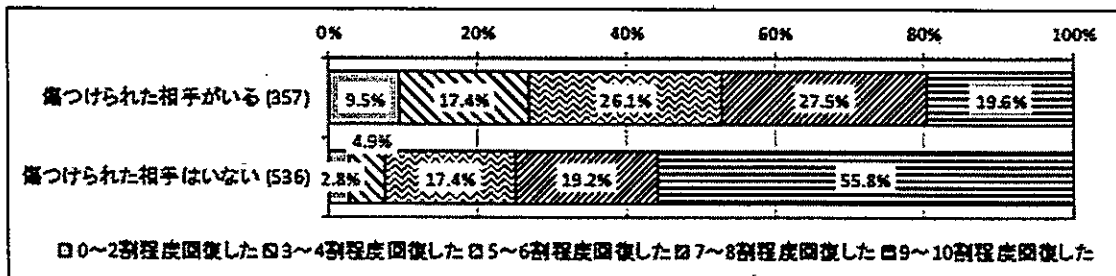
回答者属性	平均日数
犯罪被害者等 (N=912)	26.2日
一般 (N=779)	7.5日

●出典：平成29年度 犯罪被害類型別調査 (警察庁)

イ 事件後に受けた言動等で傷付けられた経験の有無と被害からの回復度

警察庁の調査によると、事件後に受けた言動等で傷付けられた経験の有無と主観的回復状況との関係では、傷付けられた経験のある人ほど、回復度が低い状況にあります。事件後に受けた言動等による傷付きは、二次被害の典型であり、二次被害が、回復を妨げている要因の一つとなっていることがうかがえます。

■図表 事件後に受けた言動等で傷付けられた経験の有無と被害からの回復度



●出典：平成 29 年度 犯罪被害類型別調査（警察庁）

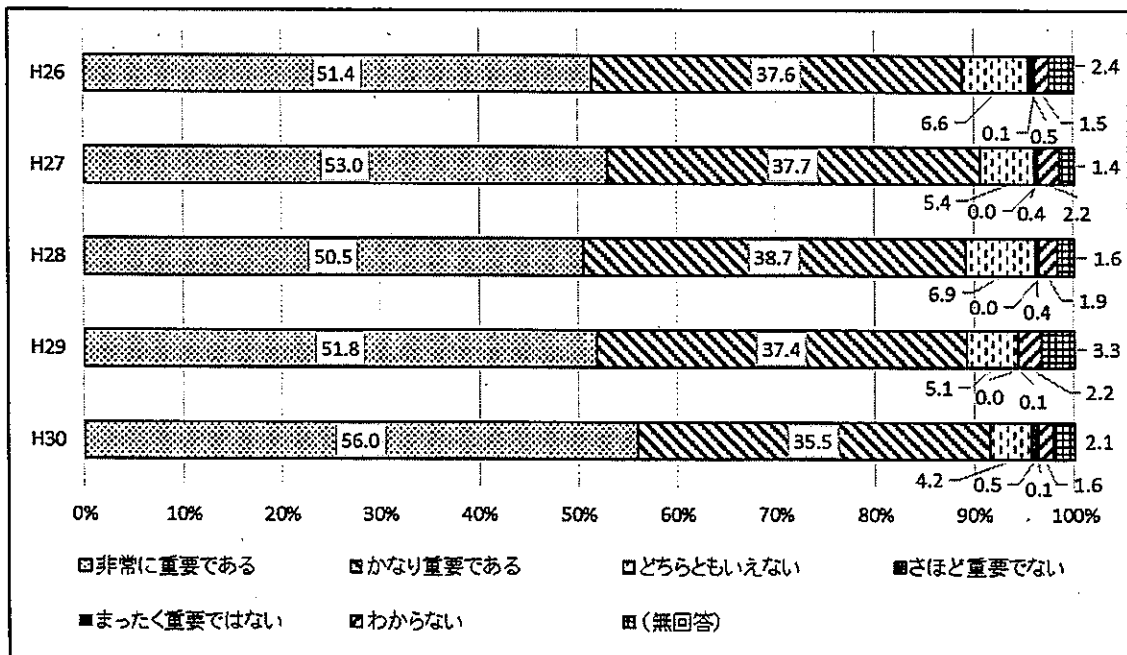
3 犯罪被害に対する県民の意識

(1) 県民ニーズ調査結果

ア 犯罪被害者等支援の重要性に対する意識

県が毎年、県内在住の満 20 歳以上の男女（外国籍県民を含む。）3,000 人を対象に実施している「県民ニーズ調査」の基本調査において、犯罪被害にあった場合に、適切かつきめ細かな支援が十分に受けられることについて、「非常に重要である」と「かなり重要である」を合わせた「重要である」の回答が、平成 26 年以降は 90%前後で推移しており、「さほど重要でない」と「まったく重要でない」を合わせた「重要でない」の回答が、平成 26 年以降は 0.5%前後で推移しています。

■図表 犯罪被害者等支援の重要性に対する意識

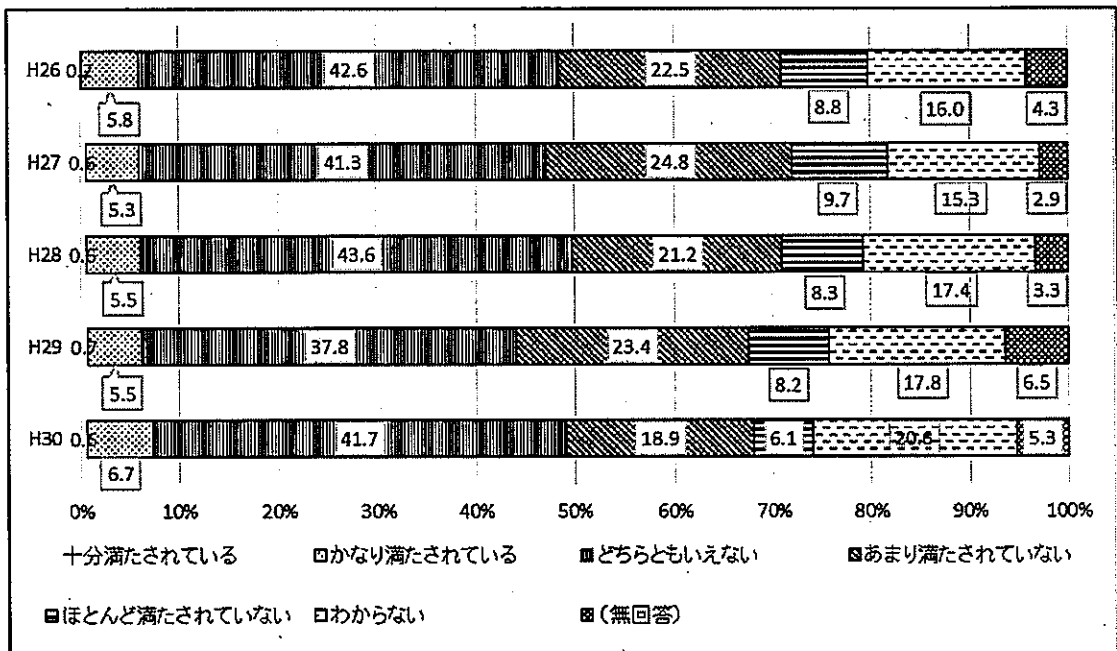


イ 犯罪被害者等支援の満足度に対する意識

犯罪被害にあった場合に、適切かつきめ細かな支援が十分受けられることについて、「十分満たされている」と「かなり満たされている」を合わせた「満たされている」の回答は、平成26年以降は6%前後で推移していましたが、平成30年は7.3%と増加しています。

一方、「あまり満たされていない」と「ほとんど満たされていない」を合わせた「満たされていない」の回答は、平成26年以降は30%程度で推移し、平成30年には25.0%に減少しています。

■ 図表 犯罪被害者等支援の満足度に対する意識

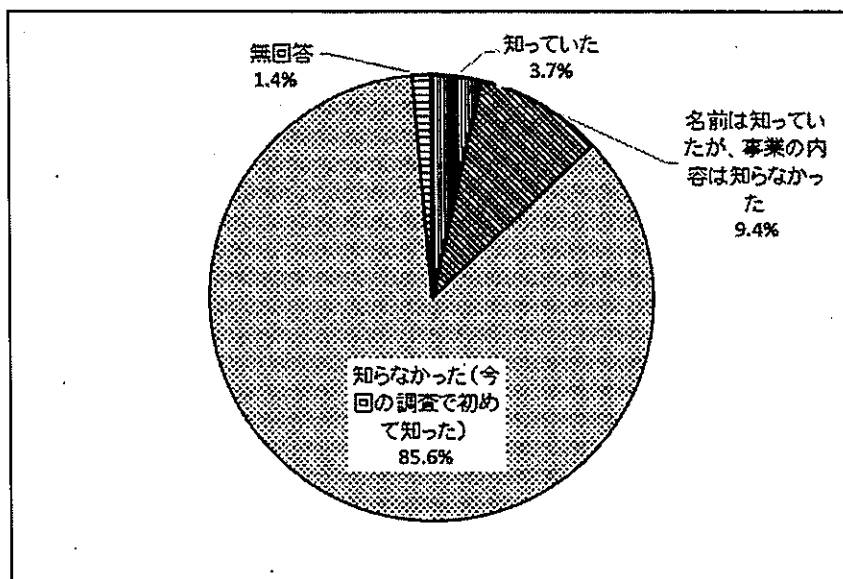


ウ かながわ犯罪被害者サポートステーションの認知度

平成 28 年度に県民ニーズ調査の課題調査として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を知っていたか尋ねたところ、「知らなかった(今回の調査で初めて知った)」は 85.6%でした。

一方、「名前は知っていたが、事業の内容は知らなかった」(9.4%)と「知っていた」(3.7%)は合わせて 13.1%でした。

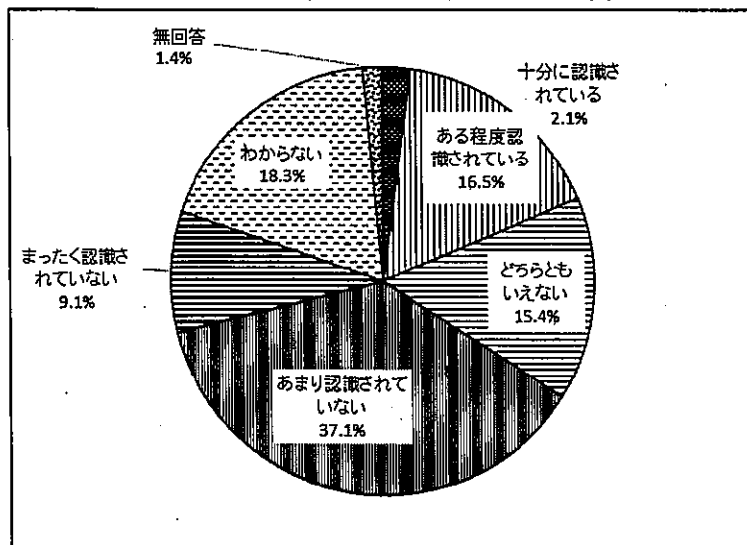
■図表 かながわ犯罪被害者サポートステーションの認知度



エ 犯罪被害者等が抱えている問題の認識度

犯罪被害者等は、直接的な被害だけでなく、心身の不調や経済的な負担、精神的な苦痛など様々な問題を抱えていることを説明した上で、あなたの家族や友人などの身近な人たちに犯罪被害者等が抱えている問題が認識されていると思うか尋ねたところ、「十分に認識されている」(2.1%)と「ある程度認識されている」(16.5%)を合わせた[認識されている]は 18.7%でした。一方、「あまり認識されていない」(37.1%)と「まったく認識されていない」(9.1%)を合わせた[認識されていない]は 46.2%でした。

■図表 犯罪被害者等が抱えている問題の認識度



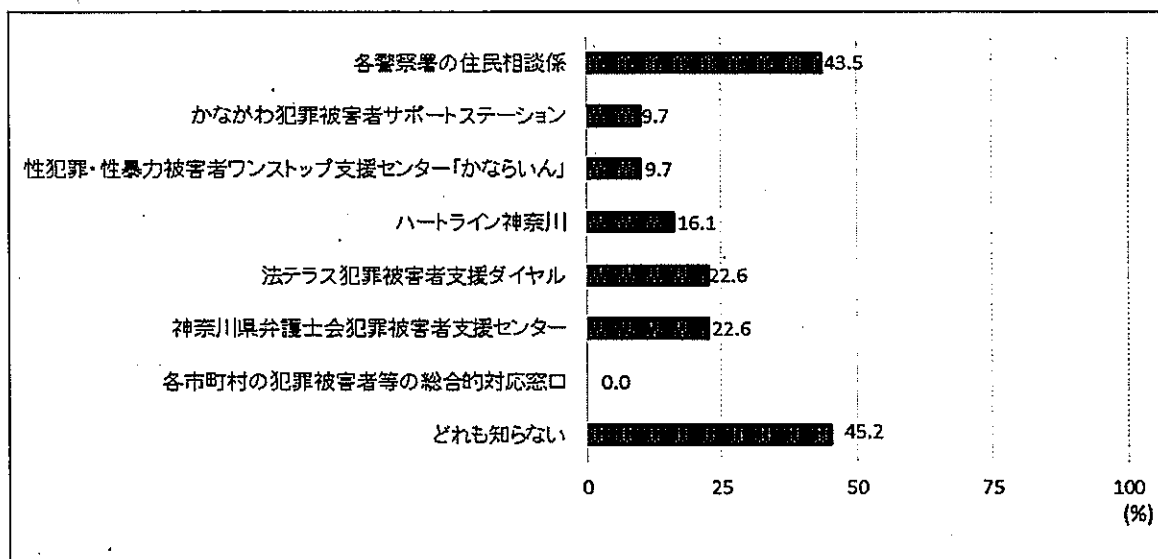
(2) e-かなネットアンケート結果

平成30年6月18日から同年7月11日にかけて、インターネットを利用して犯罪被害者等への支援に関するe-かなネットアンケートを実施したところ、62人から回答がありました。

犯罪被害者等の支援に関する相談機関・窓口について、どれも知らないとの回答が45.2%と最も多く、知っていると回答した人が比較的多かったのは、各警察署の住民相談係（43.5%）、法テラス犯罪被害者支援ダイヤル（22.6%）、神奈川県弁護士会犯罪被害者支援センター（22.6%）となっています。

一方、各市町村の犯罪被害者等の総合的対応窓口（0%）、サポートステーション（9.7%）、かならいん（9.7%）は、知っていると回答した人が少ない状況です。

■図表 犯罪被害者等の支援に関する相談機関・窓口の認知について



Ⅲ 充実・強化すべき取組

第2期計画における重点的取組の実施状況と検討委員会による評価は、Ⅵの資料1のとおりです。これを踏まえ、取りまとめた本県の犯罪被害者等支援の取組の主な課題とそれに対応して、第3期計画において充実・強化すべき取組は、次のとおりです。

本県の犯罪被害者等支援の取組の主な課題	充実・強化すべき取組
<p>① サポートステーションに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> サポートステーションの県民への認知度が低いこと。 	<p>かながわ犯罪被害者サポートステーションと「かならいん」の広報の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村等と連携した広報の強化 ○SNSの活用等、効果的な広報の実施
<p>② 「かならいん」に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かならいん」の県民への認知度が低いこと。 平成29年7月の改正刑法により、強姦性交等罪が被害者を女性に限定しなくなったことへの対応が必要であること。 心身に受けた被害からの回復のために精神科医療との連携が求められていること。 	<p>「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性以外の被害者に対する相談体制の構築 ○精神科医療との連携等
<p>③ 市町村の取組との連携に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の被害者支援への取組に差があること。 県と市町村の役割分担や市町村の支援実績を含めた県全体の支援状況が見えにくいこと。 	<p>市町村の取組支援と連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サポートステーション、県警察、市町村間による、個人情報に配慮した具体的な連携方法等についての検討会の設置 ○市町村等と連携した講演会などの実施
<p>④ 日常生活への支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所等への付添い支援の中で保育についても柔軟に行っているが、家事、育児など、生活支援への対応が十分ではないこと。 県営住宅の一時的な利用など、住宅支援の実績が低いこと。 	<p>生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村の取組との連携による充実の検討 <p>住居確保への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村の住宅支援との連携 ○一時利用のための県営住宅の居室環境整備
<p>⑤ 被害者等に接する人材に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談員等の育成に、より力を入れ、質的、量的に支援を拡充する必要があること。 支援者自身のメンタルヘルスケア等、支援する人を支える取組が必要であること。 	<p>支援者・相談員等に対する研修等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援者・相談員、市町村職員、医療従事者等に向けた各種研修会の実施 ○相談員等に対する援助指導等の実施

IV 計画の内容

1 基本目標

犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標として、条例を踏まえ、第1期計画及び第2期計画から引き続き、次の2つの「基本目標」を設定し、「犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくり」を目指します。

～犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目指して～

基本目標1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復

思いがけず犯罪等の被害にあい、精神的、身体的に、また、生活面においても非常に厳しい状況に置かれている犯罪被害者等が、早期に平穏な日常生活を取り戻せるよう、犯罪被害者等の受けた被害をできる限り早く軽減し、回復することを最も基本的な目標として位置づけます。

基本目標2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、二次被害を受けることも少なくありません。犯罪被害者等は、二次被害によって、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は、非常に深刻な問題です。そこで、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮し、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目標として位置づけます。

2 施策の体系

(1) 施策の基本方向

2つの基本目標に向け、次の4つの基本方向に沿って施策・事業を進めます。

施策の基本方向1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

施策の基本方向2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進

施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成

(2) 重点的取組

犯罪被害者等支援施策は多岐にわたることから、5年間の計画期間で、重点的に取り組む24つの取組を「重点的取組」と位置づけて実施していきます。

また、「重点的取組」のうち、本県の犯罪被害者支援の取組の主な課題に対応して、第3期計画において特に積極的に取り組むものについて、「充実・強化」する取組として、計画に位置づけて実施していきます。

(3) 体系図

施策の体系図は次のとおりとします。

体系図

犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目指して

基本目標1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復

基本目標2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

施策の基本方向1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

具体的施策① 総合的支援体制の充実	① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実	1	P20
	② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実・強化	2	P21
	③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化	3	P21
	④ 緊急支援の推進	4	P22
具体的施策② 地域における支援体制の充実	① 市町村の取組支援と連携の推進	5	P24
	② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開	6	P24
具体的施策③ 支援関係機関の連携強化	① 支援関係機関ネットワークの充実	7	P25
	② 個別専門的な支援体制との連携		P26
	③ 再被害防止・安全の確保に向けた関係機関との連携		P28
	④ 民間支援団体等への活動支援		P28
	⑤ 自主防犯活動団体等への情報の提供等		P28
	⑥ 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等		P28

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部

施策の基本方向2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

具体的施策① 経済的負担の軽減	① 生活資金貸付の実施	8	P29
	② 犯罪被害給付制度の周知等	9	P29
	③ 弁護士による法律相談の実施【再掲】	10	P30
	④ 臨床心理士等によるおたけりんぐ等の心理的支援の実施【再掲】	13	P30
	⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲】	16	P30
	⑥ 事情聴取時にかかる旅費の支給		P30
	⑦ 司法解剖時の遺体搬送費・修復費に対する経費の負担		P30
	⑧ 性犯罪被害者の緊急避妊等に対する経費の負担		P30
具体的施策② 法律問題の解決への支援	① 弁護士による法律相談の実施	10	P30
	② 刑事手続等の適切な情報提供		P30
具体的施策③ 日常生活の支援	① 付添支援の実施	11	P31
	② 生活支援の充実	12	P31
	③ DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施		P31

具体的施策④
心身に受けた影響からの回復

①臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	13	P32
②精神科の受診の支援	14	P32
③自助グループの紹介	15	P32
④犯罪被害者等に対する適切な医療の提供		P32
⑤少年等に対する相談、精神的ケアの充実		P32
⑥被虐待児童、高齢者、障がい者への対応【1(3)②の再掲】		P33
⑦DV被害、ストーカー被害への対応【1(3)②再掲】		P33
⑧高次脳機能障害があり生活に困難を生じている方への支援		P33
⑨犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備		P33
①緊急避難場所（ホテル等）の提供	16	P34
②住居の確保への支援	17	P34
③DV被害者等や被虐待児童の一時保護		P34
④DV被害者の住居の確保への助言		P34

具体的施策⑤
一時的な住居の確保等

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 県土整備局 教育局 警察本部

施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進

具体的施策①
県民・事業者の理解の促進

①犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進	18	P35
②犯罪被害者等理解促進講座の実施	19	P35
③県安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開	20	P36
④様々な機会・媒体を用いた情報の提供		P36
⑤交通事故防止についての普及啓発の推進		P36
⑥事業者・団体の理解の促進		P36
⑦いのちの大切さに関する教育の推進		P36
⑧人権教育、犯罪防止教育の推進		P37

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部

施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成

具体的施策①
犯罪被害者等を支える人材の育成

①犯罪被害者等支援員養成講座の実施	21	P38
②支援者、相談員等に対する研修等の実施	22	P38
③支援者、相談員等を支える取組の実施	23	P38
④支援ボランティア登録制度の運用	24	P39
⑤専門性の強化促進		P39

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 教育局 警察本部

○24の重点的取組は、右側に通し番号(11～24)と表記。
○2 3 5 12 17 19 22 23 は重点的取組のうち、充実・強化する取組。

3 具体的な取組

施策の体系図にある具体的な取組内容は、次のとおりです。

施策の基本方向 1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

サポートステーションと関係機関との連携の一層の強化を図るとともに、認知度を高めるための効果的な広報の実施などにより、犯罪被害者等に必要な支援が着実に提供されるよう、体制を充実させていきます。

また、警察への被害の届出を躊躇している性犯罪・性暴力被害者からの相談を受け、適切な支援を行う「かならいん」では、サポートステーションと同様に認知度を高めるための効果的な広報を実施するとともに、相談や支援の充実を図っていきます。

さらに、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、市町村等、関係機関とも連携し、迅速かつ円滑な支援を行います。

具体的施策 (1) 総合的支援体制の充実

重点的取組 1

① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実

- 事件後の初期的支援から中長期的支援に至るまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受けることができる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供します。
- ・サポートステーションにおける相談、法律相談やカウンセリングなど各種支援の提供
- ・犯罪被害者等の状況に応じた案内シート（利用可能な支援と支援提供窓口を記載）の作成検討

※サポートステーションの仕組みについては、VI 資料1 (P46) を参照

重点的取組 2 充実・強化

② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実

- 警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談し、必要な支援がワンストップで受けられる「かならいん」の運営を継続しつつ、相談・支援の充実を図ります。
- 平成 29 年 7 月の刑法改正により、強姦罪が強制性交等罪となり、被害者が女性に限られなくなったことに対応するための相談・支援体制を検討し、女性以外の被害者に対する相談体制の構築等、可能なものから早期に実施します。
- SNS を活用した相談体制の構築に向けた検討を開始します。
- 職員や相談員への研修をより充実させ、相談・支援の質的向上を図ります。その中で男性や性的マイノリティーの被害者への理解も深めていきます。
- 精神科医療との連携を進めます。
- 障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催します。
- 性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施します。
- 研修用 DVD 等を活用し、地域に出向くなどして医療機関や市町村関係者向けの研修を実施し、連携・協力を深めます。
- ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、病院拠点型など、他都道府県での運営状況の情報収集を行い、支援の充実に役立てます。

※ 「かならいん」の仕組みについては、VI 資料 1 (P49) を参照

重点的取組 3 充実・強化

③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化

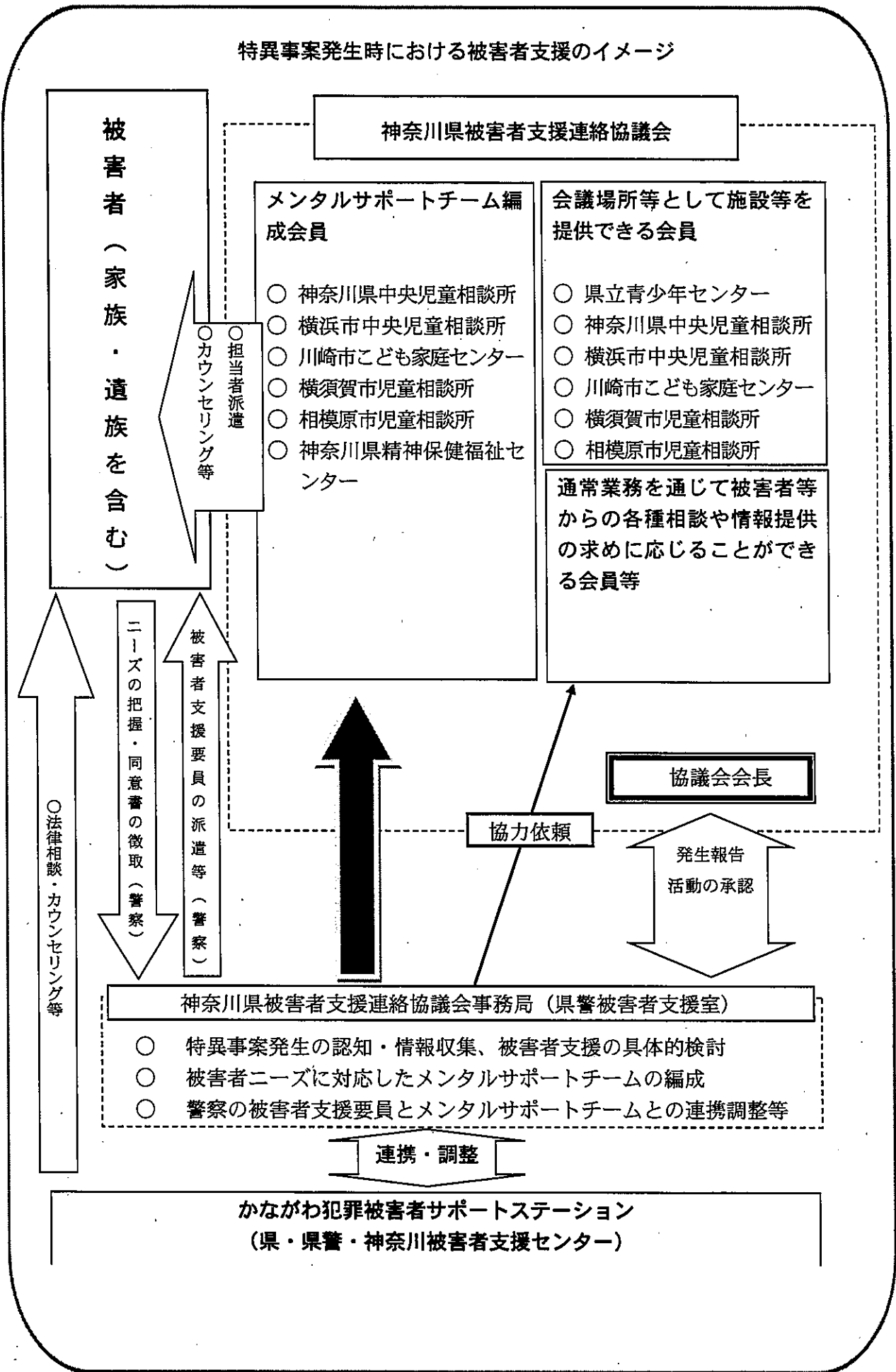
- 様々な機会を通じて、サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するため、効果的な広報を行います。
 - ・ 市町村等と連携した広報の強化
 - ・ 市町村の広報媒体（ホームページ、広報紙等）などを通じた情報提供
 - ・ 市町村や関係団体等と連携した各種研修会等での情報提供
 - ・ SNS 等のインターネットによる広報
 - ・ ホームページ等によりサポートステーションの活動をわかりやすく紹介
 - ・ 不特定多数の女性が利用する化粧室等への広報用カード等の設置の拡大

■重点的取組 4

④ 緊急支援の推進

- 重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討します。
- 休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けた検討を進めます。
- 県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行います。
- 県警察において、多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、「大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領」に基づいて、支援を行います。
- かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行います。支援にあたっては、事案の内容に応じ、事件を目撃した方などを含め、柔軟に対応します。
 - ・ 初期的支援については、犯罪被害者支援に精通したカウンセラー等による支援ができるだけ早期に開始できるよう、警察のほか、サポートステーション等においても、関係機関等を通じて被害者等に積極的に働きかけるなど、さまざまな手法で被害者ニーズの把握に努め、必要な支援につなげます。
 - ・ 中長期支援については、個別の面接によるカウンセリングのほか、「遺族の会」や、自助グループなど、被害者のグループに対し、カウンセラーを派遣するなど、より参加しやすい形での支援を検討します。
 - ・ 死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合の被害者の支援については、発生場所や事案の内容に応じ、犯罪被害者等支援の視点で、目撃者等も含め、支援の対象者を適切に判断し、関係機関と連携しながら幅広く柔軟に支援を行います。
- 緊急時の連絡体制の整備や被害者についての情報提供のあり方について、市町村や関係機関と具体的に協議します。

特異事案発生時における被害者支援のイメージ



具体的施策(2) 地域における支援体制の充実

重点的取組 5 充実・強化

① 市町村の取組支援と連携の推進

- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、県民の理解促進を図るとともに、県と市町村が連携して犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成し、取組を進める市町村を後押しします。
- 県、県警、民間支援団体と市町村で検討会を設け、市町村を含めた県全体の支援状況の公表の方法や生活支援、住宅支援、利用が可能な各種福祉制度等の情報提供等、具体的な支援の際の個人情報に配慮した連携の仕方などについて、一定の共通理解を得るとともに、検討の成果について市町村に情報提供し、市町村の取組を後押しします。
- 総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化します。
 - ・ 条例制定や計画策定などについての情報提供
 - ・ 市町村担当者用ガイドブックの作成、研修などでの活用
 - ・ 市町村職員研修の充実
 - ・ 市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議の開催（情報交換等の実施）
 - ・ 支援提供にあたっての市町村の総合的な対応窓口とサポートステーションとの連絡調整の推進

重点的取組 6

② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開

- 各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者支援体制として位置づけ、支援の充実を図ります。
 - ・ ネットワーク会員による支援活動を促進するための事例検討の実施

<警察署被害者支援ネットワーク>※各警察署単位で設置

目的：警察署と関係機関・団体、企業等との緊密な連携と相互協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した各種の支援活動を推進することを目的とする。

構成員：警察署管轄区域内の行政機関、民間企業、医療機関等

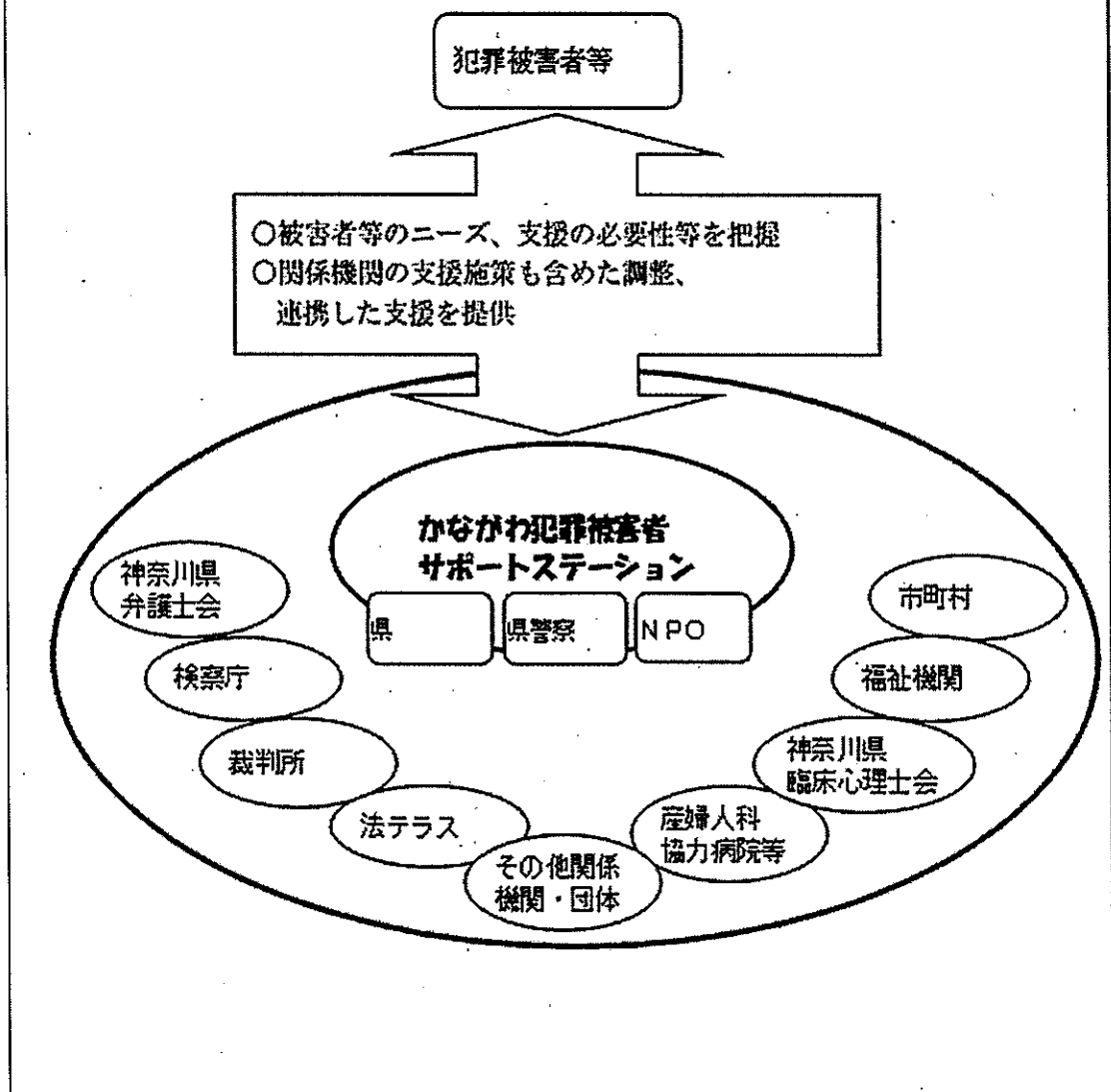
具体的施策 (3) 支援関係機関の連携強化

重点的取組 7

① 支援関係機関ネットワークの充実

- 支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、各関係機関の担当者間で、事例検討や情報交換を行うなど、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。
 - ・ 支援関係機関ネットワーク会議の開催（事例検討、情報交換等）

【支援関係機関ネットワークによる総合的支援提供のイメージ】



② 個別専門的な支援体制との連携

個別専門的な支援体制において、それぞれの専門性を生かした相談、支援を行うとともに、必要に応じてサポートステーションなどと連携を図りながら、犯罪被害者等のニーズに沿った支援を提供します。

[個別専門的な支援体制とその概要]

DV*被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> 県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、自立をサポートする相談も行います。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、被害者等に対する保護、自立支援などを行います。 警察において、配偶者等から暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止・検挙、被害者の保護等に当たるとともに、被害を自ら防止するための援助を行います。また、保護命令発令後、被害者に対する防犯指導を行うとともに、加害者に対する命令遵守の指導を行います。
ストーカー被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> 被害者等の安全確保を第一に、刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等、またはその他の必要な措置を行います。
性犯罪被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> 電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談に応じます。 「性犯罪 110 番」において、性犯罪（強制性交等、強制わいせつ等）の被害女性の相談に、女性警察官が女性の立場で応じます。また、女性警察官を性犯罪捜査員として育成・登録して運用することで、被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図ります。あわせて、被害者に対して、相談専門員によるカウンセリングなど、各種支援を行います。
セクシュアル・ハラスメント被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> かながわ労働センターが実施する労働相談において、職場で性的な嫌がらせに悩んでいる方からの相談に応じます。
いじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 県立総合教育センター内の「教育相談センター」において、学校教育、家庭教育、いじめなど様々な相談に応じ、本人、保護者、教員等を支援します。また、24 時間子ども SOSダイヤルを設置して、24 時間体制で、子どもの悩みに対する電話相談を行います。

(*) DV: 「DV (ドメスティック・バイオレンス)」という言葉は、直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、この計画では「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。

被害少年への対応	<ul style="list-style-type: none"> 相談電話「ユーステレホンコーナー」において、少年の非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談に応じます。
児童虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・家庭 110 番を設置し、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行います。 児童相談所全国共通ダイヤル 189 において、夜間を含む虐待通告に対応します。
高齢者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> 市町村において、虐待の通報に応じるとともに、地域包括支援センターを中心に、総合相談、早期発見等を行うためのネットワークの整備を図ります。 県は、市町村に対して必要な助言を行うとともに、市町村や地域包括支援センターの職員を対象に研修等を実施します。
障がい者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> 県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の通報・届出や相談に応じます。
暴力団被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> 「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団等に関する困りごとや被害などの相談に応じ、被害回復交渉についての助言等の援助を行います。また、（公財）神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会と連携し、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう支援を行います。
悪質商法被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> 「悪質商法 110 番」において、布団や悪質リフォームなどの訪問販売、ヤミ金融などにより、もうけ話を口実にして金銭をだまし取る事犯などの「悪質商法事犯」の相談に応じます。また、「消費者ホットライン 188」により消費生活相談を行っている市町村の消費生活センターと連携して悪質商法被害に関する相談に応じます。
交通事故被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> 警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談に応じます。 交通事故捜査に係る研修を開催し、捜査員等の資質向上を図ります。 神奈川県交通事故相談において、交通事故に関する損害賠償、示談、保険の請求等に関する相談に応じます。

③ 再被害防止・安全の確保に向けた関係機関との連携

○ 警察における再被害防止に向けた保護対策の推進

- ・ 犯罪被害者等が、加害者から再被害を受けるおそれの大きい場合に、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言、措置を講じるとともに、関係機関等との連携の強化を図ります。
- ・ 暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人、暴力団排除関係者、公安委員を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を講じます。

○ 学校における再被害防止措置の推進

- ・ 学校における再被害防止及び再非行防止のための適切な指導・支援を行った上で、必要に応じて学校警察連携制度を運用し、保護者や警察との連携のもとで継続的な指導・支援を行います。

○ 神奈川県DV対策推進会議の開催

- ・ 民間団体、弁護士会、医師会、法務局のほか、県関係部署、市町村の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」において、意見交換を行いながら、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の施策を推進します。

○ 要保護児童対策地域協議会の運営支援

- ・ 児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止等のための地域の連携強化等を目的として、主に市町村児童福祉主管課、学校、保育所、県警察、保健・医療機関、民生委員・児童委員などで構成される「要保護児童対策地域協議会」の運営支援を行います。

○ 学校・警察連絡協議会の開催

- ・ 各警察署単位に設置され、警察署管内の小学校、中学校、高校が参加する「学校・警察連絡協議会」を開催し、学校・警察が相互に連携して、児童・生徒の健全育成や安全対策等を進めるための情報交換等を行います。

④ 民間支援団体等への活動支援

○ 関係団体に対する活動支援

- ・ 犯罪被害者等への支援に取り組む民間支援団体や自助グループ等に対して、情報提供などの支援を行います。
- ・ 児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣します。

○ DV被害者支援に関する活動支援

- ・ DV被害者の自立支援を行う民間団体のスタッフを対象に研修を実施します。

⑤ 自主防犯活動団体等への情報の提供等

- ・ 地域住民等に対し、防犯や犯罪被害者等支援に関する情報の提供を行い、再被害防止や犯罪被害者等への理解促進を図るため、地域の自主防犯活動団体等に対して情報提供等を行います。
- ・ 地域における支援活動を活性化するため、福祉活動など地域に密着した活動を行う団体等に対して、自発的な支援活動を促すための情報提供等を行います。

⑥ 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等

- ・ 関係機関・団体と連携し、海外において犯罪の被害にあった県民に関する情報の収集に努めるとともに、犯罪被害者等に対する適切な支援活動を実施します。

施策の基本方向 2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

犯罪被害者等の多くは、思いがけず犯罪等にあったことで、直接的な被害に加え、事件による精神的ショック、身体的不調、医療費や生活費などの経済的問題、さらには、不慣れな刑事手続への対応、住居や雇用の確保など、様々な問題に悩まされ、日常生活に支障をきたします。

犯罪被害者等の負担が軽減され、早期に平穏な日常生活を回復することができるよう、犯罪被害者等が直面している問題に応じて、必要な支援をきめ細かく提供します。

具体的施策 (1) 経済的負担の軽減

重点的取組 8

① 生活資金貸付の実施

- 当座の生活資金に困窮する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、被害にあったことで生じる医療費などの不測の経費等について貸付を行います。
- より被害者のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、保健福祉や医療など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関との連携を強化します。

<生活資金の貸付制度>

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた方の遺族や傷病または障害の被害を受けた方やその家族を対象として、犯罪被害にあったことで生じる医療費などの不測の経費等について無利子で貸付を行う。被害の程度によって次の2種類がある。

- ・犯罪被害給付制度の対象となる被害者の方やその家族
限度額 100万円
- ・犯罪被害給付制度の対象とはならないが故意の犯罪により傷病を負った被害者の方やその家族
限度額 30万円

重点的取組 9

② 犯罪被害給付制度の周知等

- 犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めます。

<犯罪被害給付制度>

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。

警察本部または警察署で申請の受付を行う。

- ③ 弁護士による法律相談の実施【再掲】
- ④ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲】
- ⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲】
- ⑥ 事情聴取時にかかる旅費の支給
犯罪被害者等が警察の事情聴取等の要請に応じる際の交通費を支給します。
- ⑦ 司法解剖時の遺体搬送費・修復費に対する経費の負担
犯罪などの被害を受け亡くなった方の司法解剖を行う際に、遺体搬送費、修復費を一部負担します。
- ⑧ 性犯罪被害者の緊急避妊等に対する経費の負担
警察において、性犯罪被害を受けた方に、避妊措置料、性感染症検査料等を負担します。

具体的施策（2） 法律問題の解決への支援

重点的取組 10

① 弁護士による法律相談の実施

- 犯罪被害者等に対する支援を積極的に行っている神奈川県弁護士会と連携を図り、犯罪被害者等が抱える法的な問題について、犯罪被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施します。
- 死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じて柔軟に対応します。

② 刑事手続等の適切な情報提供

- 「被害者の手引」の配付
 - ・ 被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引」を作成し、被害者に配付します。
- 捜査状況、被疑者の検挙状況等の情報提供
 - ・ 「被害者連絡制度」に基づき、犯罪被害者等に対し、捜査上支障のない範囲内で捜査状況、被疑者の検挙状況等の連絡を行います。
- 法テラス等と連携した情報提供
 - ・ 刑事・民事の裁判における裁判費用に困窮する犯罪被害者等の支援（被害者参加人のための国選弁護制度、民事法律扶助制度）の窓口である法テラスや司法機関と連携して、裁判に係る支援制度の情報提供を行います。

具体的施策 (3) 日常生活の支援

重点的取組 11

① 付添支援の実施

- 犯罪被害者等が、公判、捜査協力や、行政手続などにかかる負担を少しでも軽減できるよう、付添いによる直接支援を、ノウハウのある民間支援団体と連携・協働して提供します。
- 検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、安定して支援を行える人材の確保・育成に努めます。
- 検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応に努めます。

重点的取組 12 充実・強化

② 生活支援の充実

- 家事等の日常生活支援について、市町村と情報交換を進め、市町村の取組との連携を含めて検討し、支援の充実を図ります。

③ DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施

○ DV被害者の自立支援

- ・ DV被害者は一人ひとり異なった状況にあり、一時保護から自立をしていく過程で、精神的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、様々な課題を解決する必要があるため、関係機関や民間団体が相互に連携しながら、被害者の立場に立ち、自立した生活に向けた切れ目のない支援を行います。

○ 児童相談所における被虐待児童への支援

- ・ 児童相談所の一時保護所において、被虐待児童に対して、児童心理司等による心理的支援を行うとともに、教員OB等の学習指導員による学習支援を行います。
- ・ 児童被害者一人ひとりの状況による一時保護から自立までの過程で問題となる心理的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、児童被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

具体的施策(4) 心身に受けた影響からの回復

重点的取組 13

① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施

- 犯罪被害者等が受けた精神的被害から早期に回復できるよう、犯罪被害者等のニーズに応じ、適切なカウンセリングを実施します。
- 臨床心理士の資格を有する警察職員等による、初期的段階からのカウンセリングを実施します。
- 犯罪被害者等へのカウンセリング事業にノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。特に、死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じ柔軟に対応し、犯罪被害者等がより支援を受けやすい形での実施について検討します。
- カウンセリングを通じて精神科医療の提供が必要と判断された場合など必要に応じて、保健所等関係機関と連携し、精神科医療の受診につなぎます。

重点的取組 14

② 精神科の受診の支援

- 犯罪被害者等が精神科の受診が必要と考えられる場合に、適切な医療に繋げるための、費用を公費負担します。

重点的取組 15

③ 自助グループの紹介

- 民間支援団体とも連携し、犯罪被害者等が同じような苦しさ、つらさを抱えた者同士で、互いに語り合う中で、支え合っていくことを目的として集う自助グループについての情報収集に努めるとともに、必要に応じて、犯罪被害者等に対して自助グループを紹介します。

④ 犯罪被害者等に対する適切な医療の提供

- 迅速かつ適切な救急医療の提供
 - ・ 総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供します。
- 医療機関情報等の提供
 - ・ 「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供するとともに、保健福祉事務所及び精神保健福祉センターでは、被害者等から相談があった場合、随時相談に応じ、必要な医療機関等の情報を提供します。
 - ・ 児童相談所においても、必要に応じて医療機関等の情報を提供します。

⑤ 少年等に対する相談、精神的ケアの充実

- 被害少年等に対する相談、支援

- ・ 臨床心理士等の資格を有する少年相談員や、少年警察ボランティアとして活動する被害少年サポーターが、犯罪等の被害にあった少年やその保護者の相談及び精神的ケアや立ち直り支援を行います。
 - 児童相談所における心理的ケアの実施
 - ・ 被虐待児童等に対して、児童心理司等によるカウンセリング等の心理的支援を行います。
 - 学校内のカウンセリング体制の整備
 - ・ 犯罪被害者等を含む児童・生徒や保護者等の心の問題の解決を図るため、公立中学校や県立高校等にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。
 - ・ 私立学校に対しては、人権教育研修会を通じて、学校内のカウンセリング体制の整備に関する情報を提供します。
 - スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携
 - ・ 社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを各教育事務所及び県立高校等に配置し、関係機関との連携を図り、犯罪被害者等である少年を含む児童・生徒の置かれた環境に対応した支援を行います。
- ⑥ 被虐待児童、高齢者、障がい者への対応【再掲】
 - ・ 各種研修会等を通して、各学校における被害少年のケアや児童虐待の防止、早期発見等のための情報を提供するとともに、県立学校の人権相談窓口においても、児童虐待に係る相談に適切に対応していきます。
 - ・ 被虐待児童を養育する里親の養成や研修を実施するとともに、里親登録数の拡大のための広報を実施します。
 - 【再掲：1(3)② 児童虐待への対応】
 - 【再掲：1(3)② 高齢者虐待への対応】
 - 【再掲：1(3)② 障がい者虐待への対応】
- ⑦ DV被害、ストーカー被害への対応【再掲】
 - 【再掲：1(3)② DV被害への対応、ストーカー被害への対応】
- ⑧ 高次脳機能障害があり生活に困難を生じている方への支援
 - ・ 交通事故や病気などによる脳の障害により、理解力や判断力などの認知機能が低下する高次脳機能障害にかかる支援拠点機関として、神奈川県総合リハビリテーションセンターを位置づけ、支援コーディネーターによる専門的な相談支援や研修事業、高次脳機能障害の理解促進のための普及啓発などを行います。
- ⑨ 犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備
 - 被害者支援要員制度
 - ・ 支援が必要な殺人、性犯罪などの犯罪被害者等に対し、警察官の中から「被害者支援要員」を指定して、事件現場等における付添い、相談の受理等の支援活動を行います。
 - 犯罪被害者専用の事情聴取室の設置
 - ・ 犯罪被害者等の精神的負担や不安の軽減を図るため、警察署の新築時には犯罪被害者専用の事情聴取室の設置を行います。
 - 被害者支援用車両の配置
 - ・ 各警察署での犯罪被害者等の移動時における精神的負担や不安の軽減を図るため、車内が見えにくいようフィルムを貼るなどした被害者支援用車両の配備を進めます。
 - 性犯罪被害者への対応
 - ・ 性犯罪捜査を担当する女性警察官への教養を実施し、捜査の過程等、被害者の心情に配慮した対応に努めます。
 - 報道機関への公表内容についての配慮
 - ・ 報道機関への公表内容について、個別案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

重点的取組 16

① 緊急避難場所（ホテル等）の提供

- 被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。
- なお、ホテル等の提供については、原則3泊までとしますが、犯罪被害者等の状況に応じて例外の運用を検討します。

重点的取組 17 充実・強化

② 住居の確保への支援

- 犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。また、市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を進めます。
- 県営住宅については、犯罪被害者等が利用しやすいよう居室の環境整備等を行い、活用を促進します。
- 犯罪被害者等の転居へ向けた支援として、民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。

③ DV被害者等や被虐待児童の一時保護

- DV被害者等の一時保護
 - ・ 配偶者等からの暴力により、その被害者及び同伴する家族が避難したい場合などについて、保護施設において一時保護を行います。
- 児童相談所による一時保護
 - ・ 虐待されている児童を保護者から引き離す必要がある場合、児童相談所の一時保護所等において一時保護を行います。

④ DV被害者の住居の確保への助言

- ・ 一時保護後等の自立した生活に向けて、DV被害者の住居の確保への助言を行います。

犯罪被害者等の多くが、二次被害に苦しめられています。こうした状況を改善するためには、県民や事業者、支援関係者をはじめ、被害者等が日常的に接する様々な人々が、犯罪被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみなどについて理解し、できることから支援をするなど、犯罪被害者等を温かく支えることが必要です。

犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けて、県民や事業者が、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性などについて、理解を深める取組を進めます。

具体的施策 (1) 県民・事業者の理解の促進

重点的取組 18

① 犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進

- 犯罪被害者等への理解を促進するために、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、様々な機会を捉えて市町村や関係機関・団体等と連携した普及啓発を行います。
- また、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせ、インターネット環境を含めた二次被害の深刻さをはじめ、犯罪被害者等の置かれた状況や支援や配慮の必要性について理解を深め、自らできる支援や配慮について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施します。
 - ・市町村の広報紙や庁舎ロビーの活用など市町村と連携した広報・普及啓発の実施
 - ・民間支援団体と連携した犯罪被害者等支援キャンペーンの実施

重点的取組 19 充実・強化

② 犯罪被害者等理解促進講座の実施

- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、理解促進を図ります。
- 学校、地域、事業者団体と協働し、犯罪被害者等の生の声を伝え、既存の教材（DVDなど）を活用するなど、被害者等の受けた痛みや苦しみなどについて犯罪被害者等の声を伝え、インターネット環境を含め、二次被害を生じさせないような配慮の必要性と犯罪被害者等への理解の促進を図る講座を県内各地で実施します。
 - ・学校や事業者団体の会合等での理解促進講座の実施
 - ・市町村と協働した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施
- 中学生及び高校生を対象に、被害者等の実情を伝えることで、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るため、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を開催します。

③ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開

- 安全・安心まちづくりの推進体制である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援における推進体制としても位置づけ、犯罪被害者等支援についても県民総ぐるみ運動として展開します。
 - ・ 協議会参加団体による自主的な取組の促進（情報提供等）
 - ・ 広報・普及啓発における協議会参加団体との連携

④ 様々な機会・媒体を用いた情報の提供

- 各種月間・週間等における啓発事業等の実施
 - ・ 児童虐待防止推進月間（11月）に、広報啓発事業を実施します。
 - ・ 11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力をなくすため、啓発事業を実施します。
- ホームページ等を活用した情報提供
 - ・ 電子メール及び県警察のホームページで、子どもに対する声かけ事案など、子どもの安全に関わる情報を提供します。
 - ・ 各種広報媒体を活用し、被害者等への支援情報の提供などを行います。
 - ・ 防犯教室等において、被害者等支援についての啓発や情報提供を行います。

⑤ 交通事故防止についての普及啓発の推進

- 交通安全教育の実施
 - ・ 交通安全指導員による幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施し、交通安全に対する意識を高めるとともに広報、啓発を行います。また、高齢者に対しては、交通安全県民運動の一環として、市町村等との共催による参加体験型のシルバーリーダー養成研修会を行います。
 - ・ 運転者の交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守、正しい交通マナーの向上を図るため、ビデオテープ、DVDを学校、職場、自治会等へ貸出します。
- 交通安全に係るデータ等の提供
 - ・ 交通安全に係る基礎データを県民に提供し、交通事故の実態についての理解促進や交通安全運動の推進を図ります。
 - ・ 県及び県警察のホームページで、高速道路等における交通死亡事故発生状況、交通事故発生状況を公表し、事故防止に関する啓発を行います。

⑥ 事業者・団体の理解の促進

- 様々な機会を通じた理解促進
 - ・ 様々な機会を通じた事業者・団体等への情報提供や普及啓発を実施します。
- 労働相談を通じた事業主の理解の促進等
 - ・ 労働相談事業を通じて、国（厚生労働省）が事業者に対して実施している、犯罪被害者等を含む労働者の労働条件等雇用管理全般の理解促進の取組を紹介します。
 - ・ 労働相談事業を通じて、国（厚生労働省）が実施している犯罪被害者等を含む労働者に係る個別労働紛争解決制度や総合労働相談コーナーを紹介します。

⑦ いのちの大切さに関する教育の推進

- 学校教育を通じたいのちの大切さに関する教育の推進
 - ・ 子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切に作る心を育み、かながわを担う人づくりを進めるため、各学校で、あらゆる教育活動を通して、「いのちの授業」を展開します。

- ・ いのちの大切さや人との関わり方等の教育に資するため、各学級では、新しい学習指導要領に基づき道徳科の指導を工夫する等、教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進を図ります。
- ・ 「いのち」を大切にすることを育む教育を実施するため、研究推進校において「いのち」に関する講演会や自然体験やボランティアなどの体験活動を実施します。
- 家庭教育の推進
 - ・ 家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成・配付し、いのちの大切さや思いやり等に関する家庭教育の推進を図ります。
 - ・ 幼児から中学生までの子どもを持つ保護者等を対象として、家庭教育情報提供番組「すこやかファミリー」をインターネット配信及び県立図書館内での視聴により提供し、家庭教育の推進を図ります。
- ⑧ 人権教育、犯罪防止教育の推進
 - 人権教育研修会の実施等
 - ・ 市町村職員、公私立学校の教職員などを対象とした人権教育研修講座等の際に、犯罪被害者等の人権問題を含めた講演を実施します。
 - ・ 教職員一人ひとりが犯罪被害者等の人権問題を含めた人権尊重の理念、人権教育の意義やねらいについて正しく理解し、学校における人権教育を推進するため、「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載します。
 - いじめや暴力行為の防止活動の推進
 - ・ 私立学校設置者や学校の教職員を対象として開催する研修会等において、犯罪防止教育に係る情報提供を行い、犯罪の未然防止を図ります。
 - ・ いじめや暴力行為の未然防止のために設けた会議において、学校、教育委員会、PTA等の関係機関と情報交換等を行うなどして、児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施します。

施策の基本方向 4 犯罪被害者等を支える人材の育成

犯罪被害者等の受けた被害を早期に軽減し、犯罪被害者等を支える地域社会を形成するためには、犯罪被害者等への支援を直接目的として活動する人材だけでなく、犯罪被害者等に接する様々な人が被害者等の置かれた状況などを理解し、犯罪被害者等を支えることが必要です。

犯罪被害者等からの相談への対応や裁判所等への付添いなどを行う人材をはじめ、犯罪被害者等を支える様々な人材を育成します。

さらに、支援者、相談員等の二次受傷を防止し、支援者、相談員等を支えるための取組を行います。

具体的施策 (1) 犯罪被害者等を支える人材の育成

重点的取組 21

① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施

- 犯罪被害者等支援の裾野を広げ、被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に付添支援を担う支援員を養成するための支援員養成講座を実施します。

重点的取組 22 充実・強化

② 支援者、相談員等に対する研修等の実施

- 県職員、県警職員、市町村職員等を対象に、研修や講演会を開催し、犯罪被害者等の心情や県の支援策全般の理解を深め、被害者支援に携わる職員の資質向上を図ります。
- 支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施します。
- 性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施します。

重点的取組 23 充実・強化

③ 支援者、相談員等を支える取組の実施

- 支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施します。

④ 支援ボランティア登録制度の運用

- 支援等を担う人材の裾野を広げるとともに、犯罪被害者等のニーズに即した支援ができるよう、支援ボランティアの登録制度を運用し、ボランティア登録者の拡大と活動の促進を図ります。
- 普及啓発ボランティアの活動の活性化を図り、犯罪被害者等支援についての理解促進を進めます。
- 「生活支援ボランティア」のあり方については、市町村を交えて検討を行い、ボランティア登録制度の見直しを検討します。

⑤ 専門性の強化促進

- PTSD対策、思春期精神保健専門家の養成のため、厚生労働省が精神科病院協会や国立精神・神経センターに委託している研修への各所属(精神保健福祉センター・保健福祉事務所等)職員の参加を促進します。

IV 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内において各部局が連携するとともに、市町村や関係団体などと連携して、施策を進めます。

(1) 安全・安心まちづくり推進本部

県庁内の関係局長等で構成する「安全・安心まちづくり推進本部」を活用し、部局横断的な調整を行いながら、施策を進めます。

(2) 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

神奈川県の安全・安心まちづくりを県民総ぐるみで展開するために設立された「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援についての推進体制としても位置づけ、同協議会の場を活用して、施策を進めます。

(参考 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会の概要)

- ・ 目的 県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、安全・安心まちづくりを目指した県民運動を展開することにより、県民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れることのできる神奈川県を実現することを目的とする。
- ・ 構成員 学校関係団体、PTA関係団体、青少年・国際関係団体、福祉関係団体、地域関係団体、経済・事業者関係団体、ライフライン事業者、交通関係事業者、労働団体、建築・住宅関係団体、防犯関係団体、行政機関等161団体

(3) 警察署被害者支援ネットワーク

犯罪被害者等のニーズに対応して、よりきめ細かな支援を行うため、警察署単位で設置された「警察署被害者支援ネットワーク」において、地域の様々な団体等と連携しながら、地域における支援活動などの施策を推進します。

(参考 警察署被害者支援ネットワークの概要)

- ・ 目的 警察署と関係機関・団体、企業等との緊密な連携と相互協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した各種の支援活動を推進することを目的とする。
- ・ 構成員 警察署管轄区域内の行政機関、民間企業、医療機関等

(4) 市町村との連携

犯罪被害者支援に県と市町村とが連携して取り組む機運を醸成し、条例制定や計画策定に取り組もうとする市町村を後押しします。

県、県警、民間支援団体と市町村で検討会を設け、市町村を含めた県全体での支援状況の公表や具体的な支援の際の個人情報に配慮した連携の仕方などについて、共通理解を得るとともに、市町村に情報提供し、その取組を後押しします。

研修などを通じて市町村の取組を支援し、個々の市町村の状況に応じて、連携を図りながら、被害者等への支援を提供します。

また、市町村犯罪被害者等支援主管課長会議などを活用しながら、情報交換等を進め、普及啓発を協働して行うなど、市町村と連携して施策を推進します。

(5) 支援関係機関との連携

民間支援団体、弁護士会、臨床心理士会のほか、福祉関係機関や司法関係機関等で構成する「犯罪被害者支援関係機関ネットワーク会議」において意見交換を行うなど、関係機関と連携して施策を推進します。

VI 附属資料

第2期犯罪被害者等支援推進計画における重点的取組の実施状況とその評価

1	総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携	
(1)	総合的支援体制の整備	44
①	かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実	44
②	性犯罪・性暴力被害者への総合的支援体制の整備	47
③	緊急支援態勢の整備	50
④	緊急支援の推進	51
(2)	地域における支援体制の整備	52
①	市町村の取組支援と連携の推進	52
②	警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開	53
(3)	支援関係機関の連携	54
①	支援関係機関ネットワークの充実	54
2	日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供	
(1)	経済的負担の軽減	55
①	生活資金貸付の実施	55
②	犯罪被害給付制度の周知等	56
⑥	市町村等と連携した各種福祉制度等の情報提供	57
(2)	法律問題の解決への支援	57
①	弁護士による法律相談の実施	57
(3)	日常生活の支援	58
①	直接（付添い）支援の提供	58
②	生活支援を担うボランティアの育成	59
③	支援ボランティア登録制度の運用	60
(4)	心身に受けた影響からの回復	61
①	臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	61
②	自助グループの紹介	62
(5)	一時的な住居の提供等	63
①	緊急避難場所（ホテル等）の提供	63
②	住居の確保への支援	63
3	県民・事業者の理解の促進	
(1)	県民・事業者の理解の促進	64
①	神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を 母体とした県民運動の展開	64
②	被害者等への理解についての普及啓発の推進	65
③	犯罪被害者等理解促進講座の実施	66
4	被害者等を支える人材の育成	
(1)	被害者等を支える人材の育成	67
①	犯罪被害者等支援員養成講座の実施	67

1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携

(1) 総合的支援体制の整備

① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実

第2期推進計画

- 事件後の初期的支援から、中長期的支援に至るまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受け取ることができる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供します。
 - ・サポートステーションにおける相談、法律相談やカウンセリングなど各種支援の提供
 - ・被害者等の状況に応じた案内シート（利用可能な支援と支援提供窓口を記載）の作成・交付
- 様々な機会を通じて、サポートステーションの存在や活動内容を周知するための効果的な広報を行います。
 - ・市町村等と連携した広報の強化
市町村の広報媒体（ホームページ、広報紙等）などを通じた情報提供
市町村や関係団体等と連携した各種研修会等での情報提供
 - ・ホームページの見直し・充実
サポートステーションの活動をわかりやすく紹介
 - ・鉄道駅など不特定多数の女性が利用する化粧室への広報用カード、ステッカーの設置の拡大

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談：904 件 ・支援：1,117 件	○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談：1,037 件 ・支援：966 件	○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談：922 件 ・支援：1,044 件	○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談：986 件 ・支援：2,234 件	○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行うサポートステーションを運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 ・相談 月～土・9:00～17:00 ・支援 法律相談、カウンセリング、検察庁・裁判所等への付添い、一時的な住居の提供、生活資金貸付等)
○サポートステーションを周知するための広報を実施 ・県のとより、ツイッターでの広報（各1回） ・ホームページリンク 12市6町 ・市町村広報紙での広報 2市3町 ・市町村庁舎ロビー等での動画の放映 4市 など	○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施 ・県のとより（2回）、ツイッターでの広報（5回） ・ホームページリンク 11市6町 ・市町村広報紙等での広報 3市1町 ・市町村庁舎ロビー等での動画の放映 3市 など	○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施 ・くらし安全通信（4回）、県のとより（1回）、ツイッター（2回）、学生ポータルサイトでの広報 ・ポスターの作成、関係機関やコンビニエンスストアでの掲示 ・ホームページリンク 11市6町 ・市町村広報紙での広報 1市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレットの配架（10市4町） ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架	○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施 ・くらし安全通信（4回）、県のとより（2回）、ツイッター（3回）、学生ポータルサイトでの広報 ・ポスターの作成、関係機関やコンビニエンスストアでの掲示 ・ホームページリンク 11市6町 ・市町村広報紙での広報 1市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレットの配架（15市7町） ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架	○サポートステーションや犯罪被害者等支援施策を周知するための広報を実施 ・くらし安全通信、県のとより、ツイッター、ホームページ、学生ポータルサイトでの広報 ・ポスターの作成、関係機関やコンビニエンスストアでの掲示 ・コンビニエンスストア、市町村等他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架

＜サポートステーションにおける相談・支援実績＞

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	
相談件数	904	1,037	922	986	
支援件数	1,117	966	1,044	1,272	
支援内訳	法律相談	239	196	246	199
	カウンセリング	83	112	73	120
	検察庁、裁判所等への付添い	786	644	710	951
	一時的な住居の提供等	9	14	14	2
	生活資金貸付	0	0	1	0

*上記以外に警察による支援も実施。29年度、警察（心理員）による支援を含めた件数では、支援件数2,234回、カウンセリング696回、付添い支援1337回。

実施状況に対する評価

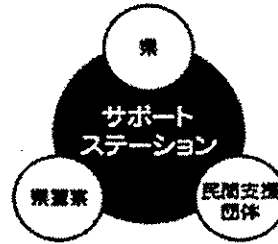
- 犯罪認知件数は減少傾向にある中で、かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける支援の実績は着実に増加しており、支援につながる被害者が増加していると考えられ、取組状況については評価できる。
- 一方、サポートステーションに設置している県総合相談窓口への相談件数は、ほぼ同水準で推移しているが、全市町村に犯罪被害者総合対応窓口が設置されたことや、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の開設、法テラス、県弁護士会などの相談窓口もあることから、被害者等がどこに相談しても、サポートステーションなどの支援が受けられるよう、引き続き連携を図る必要がある。
- また、サポートステーションを周知するための広報については、県のたより、コンビニへのポスターの貼り出し、ツイッターのほか、市町村との連携による広報を実施している。しかし、平成28年10月に県が実施した、「県民ニーズ調査」によると、サポートステーションの存在を知っている県民は、13.1%と2割に満たない。前回の調査（平成26年度調査、9.7%）よりは増加しているものの依然としてサポートステーションの存在を知らない県民が多く、周知はまだ十分でない状況である。
- 県民に向けた周知について継続的に行うとともに、周知の方法について一層の工夫が必要である。

【かながわ犯罪被害者サポートステーションについて】

かながわ犯罪被害者サポートステーションの仕組み

か ながわ犯罪被害者サポートステーションは神奈川県犯罪被害者等支援条例(平成21年4月1日施行)に基づき開設された施設です。

犯罪等の被害にあわれた方やその家族の方々からのさまざまなご相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供するため、「県」「県警察」「認定NPO法人神奈川被害者支援センター」が一体となって、運営しています。



県(安全防災局くらし安全交通課) :

法律相談、生活資金の貸付、一時的な住居の提供等の支援を実施。

県警察(警務部警務課被害者支援室) :

被害者等への情報提供、相談専門員によるカウンセリング等の支援、犯罪被害者等給付金手続等を実施。

民間支援団体(認定NPO 法人神奈川被害者支援センター) :

電話相談、カウンセリング、検察庁・裁判所への付添い等を実施。

*犯罪や事故・災害に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々の「心のケア」等のサポートをするボランティア組織として平成13年5月に設立。

かながわ犯罪被害者サポートステーションではどのような支援をしていますか？

か ながわ犯罪被害者サポートステーションでは、被害者やその家族の方々からのご相談を受け、相談者のニーズに応じて、必要な助言や情報提供、他の支援関係機関の紹介や支援関係機関との連絡調整を行うほか、次のような各種支援を提供しています。原則として、殺人、傷害、性犯罪等により、心身に被害を受けられた方やその家族を支援の対象としています。

*支援ごとの条件が異なりますので、必ずサポートステーションにご相談ください。

法律相談

犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施します。

2名まで無料

カウンセリング

犯罪により受けた精神的被害の回復のため、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。

費用に制限がかけず

検察庁、裁判所等への付添い

ご希望に応じて、検察庁や刑事裁判所等へ、認定NPO 法人神奈川被害者支援センターの支援員が付添います。

生活資金貸付

殺人事件等のご遺族や、犯罪の被害によって傷病を負った方やそのご家族を対象に、医療費など不測の経費についての貸付を行います。貸付限度額は、被害の程度によって異なります。

殺人事件のご遺族	被害の程度	限度額
被害の犯罪により重傷を負った方やその家族	① 産後期間1ヶ月以上かつ入院3日以上の場合	100万円 犯罪被害者等給付金の申請対象となります*
	② PTSD等の精神疾患で、産後期間1ヶ月以上かつ3日以上の就労不能の場合	30万円
	③ ①または②以外の重傷ではない場合	30万円

*犯罪被害者給付金：殺人などの重傷の犯罪行為により被害を受けた犯罪被害者の遺族や重傷を負った被害者本人が、被害の程度に応じて、給付金の申請を行うことができ、申請が認められた場合に給付金が支給されます。

一時的な住居の提供等

被害直後の緊急避難場所としてホテル等の宿泊の支援を行います。

また、自宅で被害にあったこと等により、それまでの住居に住み続けることが困難となった方を対象に、被害住宅の一時使用(原則として3か月)による支援、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。

*かながわ犯罪被害者サポートステーションのパンフレットから抜粋

② 性犯罪・性暴力被害者への総合的支援体制の整備

第2期推進計画

- 性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できるよう、24時間対応の性犯罪・性暴力被害専用ホットライン（相談電話）を設置し、相談体制の充実を図ります。
- 産婦人科の医療従事者向け研修や情報提供等を通じて、医療機関の対応の充実や相談窓口と医療機関の連携強化を図り、関係機関と連携して、総合的な支援を提供します。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できる 24 時間 365 日対応の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」を平成 26 年 4 月 1 日に開設・運営</p> <p>相談件数 2,024 件</p>	<p>○性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できる 24 時間 365 日対応の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」を運営</p> <p>相談件数 2,710 件</p>	<p>○性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できる 24 時間 365 日対応の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」を運営</p> <p>相談件数 1,802 件</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かながわいん」（以下「かながわいん」という）を平成 29 年 8 月 1 日に設置し、運営</p> <p>○24 時間 365 日対応の電話による相談や情報提供に加え、必要に応じて、医療機関への付添い支援、法律相談等を実施</p> <p>相談件数 1,440 件 （かながわいん 884 件） 支援件数 41 件</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かながわいん」を運営</p> <p>○24 時間 365 日対応の電話による相談や情報提供に加え、必要に応じて、医療機関等への付添い支援、法律相談等を実施</p>
<p>○「ホットライン」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のとより、ツイッターでの広報 ・広報用カードの作製配布 ・リーフレットの作製配布 ・電車内ドアステッカー広告の実施など 	<p>○「ホットライン」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のとより、ツイッターでの広報 ・広報用カード・リーフレットの作製配布 ・バス・タクシーの車内広告の実施 ・フリーペーパーへの広告掲載 ・インターネット広告の実施など 	<p>○「ホットライン」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のとより、ツイッターでの広報 ・広報用カード・リーフレット・ポスターの作製配布 ・フリーペーパーへの広告掲載 ・インターネット広告の実施 ・コンビニエンスストア、他機関主催イベント等におけるリーフレット等の配架など 	<p>○「かながわいん」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のとより、ツイッターでの広報 ・広報用カード・リーフレット・ポスターの作製配布 ・電車内広告の実施 ・インターネット広告の実施 ・コンビニエンスストア、他機関主催イベント等におけるリーフレット等の配架など 	<p>○「かながわいん」の広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信、県のとより、ツイッターでの広報 ・広報用カード・リーフレット・ポスターの作製配布 ・電車内広告の実施 ・インターネット広告の実施 ・コンビニエンスストア、他機関主催イベント等におけるリーフレット等の配架など
<p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院向けニュースレター「メディカル通信」の発行（4 回） ・産婦人科医療機関向け手引き「性犯罪被害者への対応について」の改訂・配付（H27.2） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H27.2.19） 	<p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院向けニュースレター「メディカル通信」の発行（4 回） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H28.1.28） ・協力病院における職員向け研修の実施（H28.2.10） 	<p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院向けニュースレター「メディカル通信」の発行（4 回） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H29.2.23） 	<p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点医療機関研修の開催（H30.3.1） ・協力病院向けニュースレター「メディカル通信」の発行（3 回） ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施（H30.2.22） ・研修用 DVD 作成（医療従事者向け、支援者向け） 	<p>○産婦人科医療機関の対応の充実、相談窓口との連携強化のための取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点医療機関研修の開催 ・ニュースレター「メディカル通信」による協力病院等への情報提供 ・産婦人科医療従事者向けの研修会の実施
<p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害相談窓口関係機関連絡会議の開催（H26.6.20、H26.11.7） ・関連する相談窓口が相互に連携するためのハンドブックの作成（H27.4、H27.11.7） ・関連する相談窓口が相互に連携するためのハンドブックの作成を検討 	<p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口が相互に連携するためのハンドブックを作成（H27.4、H27.11.7） ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催（H27.12.15、H28.1.29、H28.3.22） 	<p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口による情報交換の実施 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催（H28.6.18、H28.9.27、H28.11.24、H29.3.8） 	<p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口による情報交換の実施 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催（H29.6.21、H29.10.6、H30.1.26） 	<p>○性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口の連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する相談窓口による情報交換の実施 ・女性の暴力相談等関係機関連絡会の開催

実施状況に対する評価

- 平成 26 年 4 月 1 日に 24 時間 365 日、性犯罪・性暴力被害専用の「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」（相談電話）を開設し、これまで、どこにも相談できなかった被害者が、いつでも安心して匿名でも相談できる相談体制が整備された。
- 平成 29 年 8 月 1 日にはそれまでのホットラインでの相談業務に加え、医療機関での受診、法律相談、カウンセリング等の支援を行う「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター かならいん」（以下「かならいん」という。）を開設し、警察への被害の届出を躊躇している被害者に対しても適切な支援を行う体制が整ったことは評価できる。
- 「かならいん」は、特定の病院内ではなく、利便性の高い場所に設置し、医療機関や警察等と連携する「相談センターを中心とした連携型」です。「相談センターを中心とした連携型」は、被害者が遠隔地の医療機関を受診したり、医療機関が相談室などを常時確保したりするなどの、被害者や医療機関にとっての負担が少なく、また、医療機関の場所や医師の性別などに関する被害者の希望に応じやすいというメリットがある。
- 国は、平成 32 年度までに全都道府県に最低 1 か所の公的なワンストップ支援センターを設置することを目標としており、都道府県では、「病院拠点型」、「相談センター拠点型」、「相談センターを中心とした連携型」など、それぞれの地域の実情に合わせた形態で設置が進んでいる。国連では、「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」において、「レイプクライシスセンター」を、女性 20 万人につき 1 か所設置し、被害者が、国の費用により、包括的かつ総合的なサービスに速やかにアクセスできるようにすべきとしていることを念頭に、他の都道府県の設置形態や支援のあり方について、検討する必要がある。
- 「かならいん」については、リーフレット、名刺大のカード、ポスターを作成し、公共施設、県内の各大学、大型商業施設等へ配付し、コンビニエンスストアに掲示したほか、鉄道の窓ガラスなどに広告ステッカーを掲示した。また、インターネットで単語を入力して検索した際に、「かならいん」が表示されるインターネットリスティング広告も実施した。こうした広報媒体から相談につながる人が多く、広告の効果は確実に出ていますが、継続して認知度を高めていくことが必要であり、広報には引き続き、力を入れていく必要がある。
- 実際の支援メニューを持ったことから、顔の見えない電話での相談から、実際の支援につながるための、職員や相談員の更なる専門性の向上が必要である。
- また、医療機関での被害者への適切な対応や、被害者が必要とする支援につながるができるような市町村等窓口での対応などを進めるため、関係機関との連携、協力をさらに深める必要がある。
- 平成 29 年 7 月の刑法改正により、強姦罪から強制性交等罪となり、被害者は女性に限られなくなったことに対応できるよう、女性以外の被害者に対する相談体制の充実が望まれる。
- 心身に受けた被害からの回復のため、精神科医療との連携など、更なる支援機能の充実が望まれる。
- 性被害・性暴力の被害を訴えにくい障がい者の現状などについて、障がい者支援の関係部署とも情報交換を進め、対応を検討する必要がある。

【かながわ性犯罪性暴力被害者ワンストップ支援センター
「かならいん」について】

かならいんはあなたと一緒に考えます

かならいんは、性犯罪・性暴力の被害にあわれたあなたをサポートします

※個人情報厳守します

電話相談

性被害にあわれた方やそのご家族の方からのご相談をお受けします。あなたの気持ちに寄り添いながら、お話をうかがいます。
(匿名でも相談できます。)

面接相談

あなたの気持ちを大切にしながら、あなたの心とからだのケアのために、どうしたらよいか、一緒に考えます。(予約制)

045-322-7379 24時間
365日

医療機関の受診 (産婦人科協力病院等)

緊急避妊薬の処方や性感染症などの検査を受けることができます。*1

カウンセリング

臨床心理士等によるカウンセリングを受けることができます。*2

法律相談

弁護士による法律相談を受けることができます。*2

付添い支援

必要に応じて、職員が医療機関や警察などへ付き添います。

必要に応じて、*1 産婦人科受診費用の一部を公費で負担します。 *2 カウンセリングや法律相談を無料で受けることができます。
(面接相談や支援を受けるには、いずれも条件等がありますので、ご相談ください。)

「かならいん」のパンフレットから抜粋

〈平成 29 年 7 月の刑法改正の概要〉

○ 強姦罪から強制性交等罪へ

強姦罪の構成要件は、暴行又は脅迫を用いて 13 歳以上の「女子を姦淫した」でしたが、女性に限らず 13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて「性交、肛門性交又は口腔性交（性交等）をした」と改められ、罪名も強制性交等罪となりました。（13 歳未満では、暴行又は脅迫を用いなくとも罪になることは同じ。）

○ 監護者強制性交等罪、監護者わいせつ罪の新設

現に監護する人であることによる影響力に乗じて、18 歳未満の未成年者に対し、性交等又はわいせつな行為をした場合、暴行又は脅迫が無くとも犯罪が成立します。

○ 強盗強姦罪の構成要件の見直し等

強制性交等と強盗を同一機会に行った場合は、行為の先後を問わず、無期又は 7 年以上の懲役となり、罪名も強盗・強制性交等罪となりました。

○ 強制性交等罪等の非親告罪化

強制性交等罪、強制わいせつ罪等が、非親告罪となりました。非親告罪では、被害者等の告訴を検察官の公訴提起の要件としない扱いになります。

③ 緊急支援態勢の整備

第2期推進計画

- 県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大事案が発生した場合において円滑な支援ができるよう、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行う態勢を整備します。
- 重大事案発生に備えた事例検討の実施

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会において、大規模被害者支援事案発生時の対応についてシミュレーション方式で検討(H26.6) ・消防、医療等関係機関と連携し死傷者多数交通事故対応合同訓練を実施(H26.5) 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会において、特異事案発生時における総合的な被害者支援体制と各会員の役割について再認識した。(H27.6) 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る特異事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会において、特異事案発生時における総合的な被害者支援体制と各会員の役割について検討した。(H28.6) 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を継続して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会において、特異事案発生時における総合的な被害者支援体制構築のためのメンタルサポートチーム特別部会開催の承認を得た。(H29.6) ・メンタルサポートチーム特別部会において、特異事案発生時における総合的被害者支援体制、編成会員の見直しを検討した。(年度内4回) ・各警察署の被害者支援ネットワークにおいて特異事案発生時の円滑な被害者支援の重要性について周知を図った。 	<p>○関係機関、団体等と連携し、死傷者が多数に上る事案が発生した場合において円滑な支援を行うための検討を継続して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会のメンタルサポートチーム特別部会において検討した支援体制等について承認を得る。 ・各警察署の被害者支援ネットワーク等において、各委員の自主的な支援意識の醸成を図る。

* 神奈川県被害者支援連絡協議会：被害者の支援に関わる行政機関、民間団体等により構成
(事務局：県警察本部警務部警務課)

実施状況に対する評価

- 平成 26 年度には、警察において、死傷者多数交通事故対応の合同訓練が実施されていたことは、津久井やまゆり園事件での支援本部の円滑な設置につながったと考えられ、評価できる。
- 津久井やまゆり園事件における被害者支援活動を踏まえ、神奈川県被害者支援連絡協議会におけるメンタルサポートチームの在り方について、検討を行い、チームの招集を迅速に行えるよう改善したことやチームの強化を図るべく精神保健部門の会員をチーム員に新たに加えたことは評価できる。
- 各警察署の被害者支援ネットワーク等において、各委員の自主的な支援意識の醸成を引き続き図っていく必要がある。
- また、被害が、夜間や休日に発生した場合の対応や、路上でのいわゆる通り魔事件、大規模な交通事故など、事案の内容に応じ、地元市町村や関係する機関と連携した支援態勢づくりが望まれる。

④ 緊急支援の推進 **新**※

第2期推進計画

- 県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行います。
- 県警察において、多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づいて、支援を行います。
- かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行います。支援にあたっては、事案の内容に応じ、事件を目撃した方などを含め、柔軟に対応します。
- 緊急時の連絡体制の整備や被害者についての情報提供のあり方について、市町村や関係機関と具体的に協議します。

実施状況

平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
			<p>○犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行う。</p> <p>○県警察においては、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、有事に備え継続して支援体制を確立した。</p> <p>○かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいては、関係機関・団体と連携しながら被害の内容に応じた緊急支援を行う。</p> <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を行った。</p>	<p>○犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行う。</p> <p>○県警察においては、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、継続して支援体制を確立し、有事の際は同要領に基づいて支援を実施する。</p> <p>○かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいては、関係機関・団体と連携しながら被害の内容に応じた緊急支援を行う。</p> <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を行う。</p>

実施状況に対する評価

- 津久井やまゆり園事件における県警察の支援本部設置、かながわ犯罪被害者サポートステーションの対応、県保健福祉局の精神保健部門を中心とした、こころのケアの支援については、条例の規定に基づいて対応することができた。
- 今後、別の重大事案が発生した場合に、県警察の支援体制とサポートステーションが密接な連携をとり、事案の内容に応じ、県の精神保健部門等、関係部局とも連携しながら、迅速に支援を行う必要がある。

※ **新** は、平成29年8月の計画修正において新たに施策として位置付けた取組

(2) 地域における支援体制の整備

① 市町村の取組支援と連携の推進

第2期推進計画

- 全ての市町村に犯罪被害者等のための総合的な対応窓口が設置されるよう、情報提供や研修などを通じて、市町村の取組を支援します。
- また、総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化します。
 - ・市町村担当者用ガイドブックの作成、研修などでの活用
 - ・市町村職員研修の充実
 - ・市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議の開催（情報交換等の実施）
 - ・支援提供にあたっての市町村の総合的な対応窓口とサポートステーションとの連絡調整の推進

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村主管課長会議の開催 (H26.10.31～H26.11.6 3地区で開催) ○市町村の取組の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議を開催 (H26.7.15、H27.1.20) ○個別相談事案における連絡調整を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村主管課長会議の開催 (H28.2.18) ○市町村の取組を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催 (H27.5.12、H28.2.18) ・「市町村担当者向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の発行 (H28.3月) ○個別相談事案における連絡調整を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村主管課長会議の開催 (H29.1.23) ○市町村の取組を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催 (H28.6.21、H29.1.23) ○個別相談事案における連絡調整を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村主管課長会議の開催 (H30.2.1) ○市町村の取組を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催 (H29.5.31、H30.2.1) ○個別相談事案における連絡調整を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携した取組等について、情報交換・意見交換を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村主管課長会議の開催 ○市町村の取組を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員研修を兼ねた市町村実務担当者会議の開催 ○個別相談事案における連絡調整を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施

実施状況に対する評価

- 被害者等が支援機関の存在を知らない場合、まず、相談に行くのは、身近な市町村の窓口であることが多いと考えられるので、市町村の取組支援は非常に重要である。
- 県では、毎年度、情報提供や研修等を実施しており、情報提供や研修等を通じた県の支援もあり、平成 26 年度に、県内全市町村に犯罪被害者施策担当窓口及び総合的対応窓口設置が達成されたことは評価できる。
- 平成 27 年度には茅ヶ崎市が、平成 30 年度には横浜市が、犯罪被害者等支援に特化した条例を制定するなど、市町村の取組は着実に進んできているが、市町村により、施策への取組状況は差があり、県の一層の後押しが必要である。
- 犯罪被害者支援に県と市町村が連携して取り組む機運を醸成し、条例制定や計画策定に取り組もうとする市町村に対して、積極的に支援を行う必要がある。
- 県では、市町村の対応窓口での対応を支援し、サポートステーション等の支援機関と連携す

そのため、「市町村担当者向け犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成したほか、市町村職員を対象とした研修等を実施しているが、引き続き、市町村との連携強化に向けた取組や市町村の取組支援を進めていく必要がある。

- 県と市町村の役割分担や市町村の支援実績を含めたトータルの支援状況を見えるようにして、市町村を含めた県全体の支援を推進していく必要がある。

② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開

第2期推進計画

- 各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者支援体制として位置づけ、支援の充実を図ります。
 - ・ネットワーク会員による支援活動を促進するための事例検討の実施

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施 ・大規模被害者支援事例が発生した場合の支援についての事例検討等を実施（47署）	○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施 ・大規模被害者支援事例が発生した場合の支援についての事例検討等を実施（47署）	○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施 ・犯罪被害者等に対する理解を深めるとともに、大規模被害者支援事例発生時における取組や地域でできる被害者支援の必要性等についての事例検討等を実施（50署）	○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施（52署）	○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施

<警察署被害者支援ネットワーク> ※各警察署単位で設置

目的：警察署と関係機関・団体、企業等との緊密な連携と相互協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した各種の支援活動を推進することを目的とする。

構成員：警察署管轄区域内の行政機関、民間企業、医療機関等

実施状況に対する評価

- 各警察署の被害者支援ネットワークでは、毎年度の総会において、地域の様々な団体が参加して、事例検討等が実施されている。
- 引き続き、普及啓発活動等、ネットワークの活動を促進する必要がある。

(3) 支援関係機関の連携

① 支援関係機関ネットワークの充実

第2期推進計画

□ 支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、各関係機関の担当者間で、事例検討や情報交換を行うなど、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。

- ・ 支援関係機関ネットワーク会議の開催（情報交換等）
- ・ 性犯罪・性暴力に関連する様々な窓口の担当者による連絡会議の開催（事例検討等）

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○ 支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施 ・ 民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 (H26. 10. 31)</p> <p>○ 性犯罪・性暴力の被害者が相談する可能性のある窓口を所管する機関の連携会議を開催 (H26. 6. 20、H26. 11. 7)</p> <p>○ 関係機関との個別の情報交換等を実施 ・ 横浜保護観察所との情報交換等</p>	<p>○ 支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施 ・ 民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 (H27. 11. 17)</p> <p>○ 関係機関との個別の情報交換等を実施 ・ 横浜保護観察所との情報交換等</p>	<p>○ 支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施 ・ 民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 (H29. 3. 24)</p> <p>○ 関係機関との個別の情報交換等を実施 ・ 県弁護士会、法テラス等との情報交換等</p>	<p>○ 支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施 ・ 民間支援団体、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 (H30. 1. 11)</p> <p>○ 関係機関との個別の情報交換等を実施 ・ 県弁護士会、法テラス等との情報交換等</p>	<p>○ 支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <p>○ 関係機関との個別の情報交換等を実施</p>

実施状況に対する評価

- サポートステーションを中心とした、支援関係機関のネットワークの充実については、会議の開催などを通じて、サポートステーションにおける支援の内容や、関係機関の取組について、情報の共有が図られてきている。
- 今後さらに、サポートステーションと、虐待、いじめ等さまざまな専門的な支援に取り組む関係機関との連携を深め、情報共有を図っていく必要がある。

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

(1) 経済的負担の軽減

① 生活資金貸付の実施

第2期推進計画

- 当座の生活資金に困窮する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、被害にあったことで生ずる医療費などの不測の経費等について貸付を行います。
- また、貸付を必要とする被害者等が利用しやすいよう、貸付対象などのわかりやすい広報に努めます。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 0 件	○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 0 件	○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 1 件	○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付 0 件	○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用
○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施	○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施	○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施	○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施	○サポートステーションのリーフレットや県ホームページを通じた広報を実施

<生活資金の貸付制度>

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた方の遺族や傷病または障害の被害を受けた方やその家族を対象として、犯罪被害にあったことで生ずる医療費などの不測の経費等について無利子で貸付を行う。被害の程度によって次の2種類がある。

- ・犯罪被害給付制度の対象となる被害者の方やその家族
限度額 100 万円
- ・犯罪被害給付制度の対象とはならないが故意の犯罪により傷病を負った被害者の方やその家族
限度額 30 万円

実施状況に対する評価

- サポートステーションにおける経済的支援の一環として、生活資金の貸付制度を運用しているが、新規貸付の実績が少ない状況である。
- しかし、貸付申請から比較的短期間で貸付が行なわれていることや、貸付け対象を国の制度よりも幅広にしていることから、犯罪被害に遭ったことで生じる不測の経費等を一時的に補うことで、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するという役割を果たしており、制度の継続が必要である。
- 主として生計を維持していた方が亡くなったり、体調を崩して退職せざるを得ない状況となったりし、被害者等の生活が行き詰まりそうな場合には、貸付の利用ではなく、生活困窮者自立支援制度等の福祉制度の利用につなぐことが必要である。

② 犯罪被害給付制度の周知等

第2期推進計画

- 犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続きの迅速化に努めます。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○犯罪被害給付制度の周知を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 <p>○犯罪被害給付制度を運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施 	<p>○犯罪被害給付制度の周知を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 <p>○犯罪被害給付制度を運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施 	<p>○犯罪被害給付制度の周知を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 <p>○犯罪被害給付制度を運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施 	<p>○犯罪被害給付制度の周知を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 <p>○犯罪被害給付制度を運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施 	<p>○犯罪被害給付制度の周知を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 <p>○犯罪被害給付制度を運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施

<犯罪被害給付制度>

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。

警察本部または警察署で申請の受付を行う。

実施状況に対する評価

- 県警察においては、犯罪被害者等支援キャンペーン等において犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、申請対象者等への適切な案内を行っている。

⑤ 市町村等と連携した各種福祉制度等の情報提供

第2期推進計画

- 被害者等の状況に応じて利用が可能な各種福祉制度等について、市町村等関係機関と連携し、適切な情報提供に努めます。
 - ・被害者等の状況に応じた案内シート（利用可能な支援と支援提供窓口を記載）の作成・交付

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内	○サポートステーションでの相談者等への情報提供を実施 ・必要に応じて利用可能な福祉制度等とその所管窓口を案内

実施状況に対する評価

- サポートステーションにおいて被害者等に対し、必要に応じて市町村における福祉制度等の案内を行っている。

(2) 法律問題の解決への支援

① 弁護士による法律相談の実施 修

第2期推進計画

- 犯罪被害者等に対する支援を積極的に行っている神奈川県弁護士会と連携を図り、被害者等が抱える法的な問題について、被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施します。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○弁護士による無料法律相談を実施 ・サポートステーションの支援の一環として、横浜弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施（原則2回まで無料）239回	○弁護士による無料法律相談を実施 ・サポートステーションの支援の一環として、横浜弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施（原則2回まで無料）196回	○弁護士による無料法律相談を実施 ・サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施（原則2回まで無料）246回	○弁護士による無料法律相談を実施 ○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。 ・サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施（原則2回まで無料）199回	○弁護士による無料法律相談を実施 ○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。 ・サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施

*NPO 法人神奈川県被害者支援センターによる法律相談を含む。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等は、刑事裁判への参加等、それまで経験のない様々な刑事手続きに関与することになるため、被害者等支援に精通した弁護士による法的支援は極めて重要である。犯罪被害者等の様々なニーズに対応するため、2回まで相談料を県が負担するしくみとなっており、犯罪被害者等の支援に大きく寄与している
- 被害者等の希望により、法律相談を担当した弁護士が裁判まで担当することも可能であり、被害者にとっては大変効果的な支援となっている。
- 死傷者が多数に上る事案などについて柔軟に対応しているが、実際に発生した場合にどのような対応ができるか整理しておくことが必要である。

※ **修** は、平成29年8月の計画修正において施策内容の修正を行った取組

(3) 日常生活の支援

① 直接（付添い）支援の提供

第2期推進計画

- 犯罪被害者等が、被害を受けたことにより日常生活に支障をきたさないようにするため、公判、捜査協力や、行政手続きなどにかかる負担を少しでも軽減できるよう、付添いによる直接支援を、ノウハウのある民間支援団体と連携・協働して提供します。

実施状況

平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○サポートステーション(NPO法人神奈川被害者支援センター支援員)による付添い等の支援を実施(県は財政支援) ・検察庁、裁判所等への付添い等 786回	○サポートステーション(NPO法人神奈川被害者支援センター支援員)による付添い等の支援を実施(県は財政支援) ・検察庁、裁判所等への付添い等 644回	○サポートステーション(NPO法人神奈川被害者支援センター支援員)による付添い等の支援を実施(県は財政支援) ・検察庁、裁判所等への付添い等 710回	○サポートステーション(NPO法人神奈川被害者支援センター支援員)による付添い等の支援を実施(県は財政支援) ・検察庁、裁判所等への付添い等 951回	○サポートステーション(NPO法人神奈川被害者支援センター支援員)による付添い等の支援を実施(県は財政支援) ・検察庁、裁判所等への付添い等
○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 435回	○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 1,194回 (警察官、心理員による支援件数)	○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 1,206回 (警察官、心理員による支援件数)	○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 1,762回 (警察官、心理員による支援件数)	○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等

実施状況に対する評価

- サポートステーションにおいては、神奈川被害者支援センターの支援員が、法律相談や検察庁、裁判所等への付添い支援を実施しており、県は補助金による財政的な支援を行っている。
- また、県警察においては、警察官や心理員が付添い等の支援を行っている。
- 支援員による付添いは、犯罪被害者等の不安を和らげ、裁判参加等への精神的な負担を軽減す

るうえで、大変効果的な取組である。

- サポートステーションの付添支援の実績は、平成 27 年度には年間 644 件であったが、平成 29 年度は 951 件と大きく伸び、刑事裁判における被害者参加制度等、被害者の権利が定着してきたことの現れであると評価される。付添い支援は、被害者の権利を支える重要な支援であることから、引き続き実施する必要がある。

② 生活支援を担うボランティアの育成

第 2 期推進計画

- 市町村や地域で活動する団体とも連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、被害者等支援についての研修を行うなど、家事・育児の手伝い等の生活支援を行うボランティアを育成します。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施予定	平成 29 年度の実施予定	平成 30 年度の実施予定
○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施 ・市町村への照会等	○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施 ・関係機関への照会等	○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施 ・登録ボランティアへの意向調査の実施	○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施 ・登録ボランティアへの意向調査の実施	○市町村等と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等への生活支援を行うボランティアを育成するための検討等を実施

実施状況に対する評価

- 犯罪等の被害をうけると、当日から、家事・育児が手につかない、何をしたら良いか分からない等、日常生活に支障が出ることから、身の回りの支援（家事、育児、介護、買い物等）を行う支援者が関わり、支援を行うことが望まれる。
- サポートステーションでは、裁判所等への付添い支援の中で保育についても柔軟に対応しているが、生活支援への対応は十分ではない。
- 県が、市町村を対象に、犯罪被害者等に生活支援を行うボランティア団体として活動の可能性のある団体を調査したところ、そのような団体は把握できず、具体的な取組には至っていない。
- また、独自の条例を制定した茅ヶ崎市においては、家事・育児等の生活支援について、ボランティアではなく、ヘルパーを派遣する制度を設けている。
- 今後、市町村や地域で活動する団体と連携しながら、生活支援のあり方等について、さらに検討し、充実を図ることが必要である。

③ 支援ボランティア登録制度の運用

第2期推進計画

- 支援を担う人材の裾野を広げるとともに、犯罪被害者等のニーズに即した支援ができるよう、支援ボランティアの登録制度を運用し、ボランティア登録者の拡大と活動の促進を図ります。
- なお、生活支援ボランティアの育成を行うにあわせて、ボランティアの区分を見直し、「直接支援ボランティア」、「生活支援ボランティア」、「普及啓発ボランティア」の3区分とします。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者 112名 (H27.3 末現在)	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者 121名 (H28.3 末現在)	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者 119名 (H29.3 末現在) ○登録ボランティアを対象にした研修を実施 (H28. 10. 22)	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ・ボランティア登録者 96名 (H30.3 末現在) ○登録ボランティアを対象にした研修を実施 (H29. 10. 21)	○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施 ○登録ボランティアを対象にした研修を実施

<犯罪被害者等支援ボランティア登録制度>

現在のボランティアの種類等は次のとおり

種類(区分)	活 動 内 容	登 録 条 件 等
直接支援ボランティア	裁判所等への付添などの支援を行う。	養成講座を修了し、適性があると認められた方
生活支援ボランティア	簡単な家事の手伝いを行う。	養成講座を修了し、適性があると認められた方
普及啓発ボランティア	キャンペーンなど県等が行うイベントに参加し、普及啓発活動を行う。	16歳以上で意欲のある方

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等支援を担うボランティアについては、計画上、3区分としているが、現在、「普及啓発ボランティア」と直接支援と生活支援のボランティアを統合した、「直接・生活支援ボランティア」の2つの区分で登録を行っている。
- 「普及啓発ボランティア」は、現在、「被害者等支援キャンペーン」への参加にとどまるなど、活動の機会が少ないことから、市町村の普及啓発事業への参加など、活動機会の拡大や、研修機会の提供、若い世代のボランティア参加獲得の取組など、活動の活性化を図る必要がある。
- 「直接・生活支援ボランティア」については、「付添支援ボランティア」として、引き続き登録を行い、活動を支援する必要がある。
- 「生活支援ボランティア」のあり方については、市町村を交えて検討を行い、ボランティア登録制度の見直しを検討する必要がある。

(4) 心身に受けた影響からの回復

① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施 修

第2期推進計画

- 犯罪被害者等が受けた精神的被害から一刻も早く回復できるよう、被害者等へのカウンセリング事業のノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、カウンセリングを実施します。
- また、カウンセリングを通じて精神科医療の提供が必要と判断された場合など必要に応じて、保健所等関係機関と連携し、精神科医療の受診につなげていきます。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ・NPO 法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 83 回	○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ・NPO 法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 112 回	○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ・NPO 法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 73 回	○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ・NPO 法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリング 120 回 ○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。	○サポートステーションによるカウンセリングを実施 ○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に支援を行う。
○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介	○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介	○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介	○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介	○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介
○県警察によるカウンセリングを実施 ・相談専門員によるカウンセリング 547 回	○県警察によるカウンセリングを実施 ・相談専門員によるカウンセリング 416 回	○県警察によるカウンセリングを実施 ・相談専門員によるカウンセリング 481 回	○県警察によるカウンセリングを実施 ・相談専門員によるカウンセリング 576 回	○県警察によるカウンセリングを実施

実施状況に対する評価

- サポートステーションの支援として、県委託により神奈川被害者支援センター登録のカウンセラーによるカウンセリングを実施（10 回まで無料）している。また、県警察では、心理員が、精神的被害の大きい被害者及び親族に対し、カウンセリングを含めた支援を行っており、それぞれ、犯罪被害者等の精神的被害の回復に寄与している。
- また、精神的な医療が必要なケースについては、保健所等の関係機関の紹介を行っている。
- サポートステーションのカウンセリングについては、事案等の状況に応じ実施回数について例外の運用も行うこととしているが、精神保健関係機関や精神科医療機関等との連携も深め、適切な支援につなげていく必要がある。
- 国（警察庁）において平成 28 年度に整備された制度を活用した、県警における精神的な医療に要する経費についての支援は評価できる。今後も継続していく必要がある。

※ 修 は、平成 29 年 8 月の計画修正において施策内容の修正を行った取組

② 自助グループの紹介

第2期推進計画

- 民間支援団体とも連携し、被害者等が同じような苦しさ、つらさを抱えた者同士で、互いに語り合う中で、支えあっていくことを目的として集う自助グループについての情報収集に努めるとともに、必要に応じて、被害者等に対して自助グループを紹介します。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○サポートステーションや、ホットラインの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、ホットラインの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、ホットラインの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、ホットライン及びかならいんの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介	○サポートステーションや、かならいんの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介
○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施	○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施	○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施	○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施	○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施

実施状況に対する評価

- サポートステーションやホットライン（かならいん）の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介しているが、把握している自助グループは非常に少なく、適切なグループの情報が提供できない場合がある。
- 犯罪被害者等の自助グループの設立や運営に関する支援について検討する必要がある。

(5) 一時的な住居の提供等

① 緊急避難場所（ホテル等）の提供

第2期推進計画

- 被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。
- なお、ホテル等の提供については、原則3泊までとしますが、被害者等の状況に応じて例外の運用を検討します。

実施状況

平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供実績：2件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供実績：3件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供実績：2件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供実績：0件	○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供

実施状況に対する評価

- サポートステーションの支援として、被害直後の緊急避難場所（ホテル等、原則3泊まで）の提供を行っている。
- 自宅が被害現場になった場合など、一時避難できる場所を提供することは、被害者の精神的かつ身体的な負担の軽減となっているが、一時避難後の住居の確保が困難な場合もある。

② 住居の確保への支援

第2期推進計画

- 犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。また、市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を進めます。
- 被害者等の転居へ向けた支援として、民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。

実施状況

平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅2戸を確保 利用実績：0件 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼	○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅2戸を確保 利用実績：0件 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼	○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅2戸を確保 利用実績：0件（利用決定1件） ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼	○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用のため県営住宅2戸を確保 利用実績：0件 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼	○公営住宅の一時使用のための取組を実施 ・サポートステーションでの支援の一環として、被害者等の一時使用により県営住宅の一時使用による支援を提供 ・市町村営住宅の一時使用等について市町村への協力を依頼
○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 7件	○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 11件	○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 12件	○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 2件	○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施

- 県営住宅の一時的な利用など住宅支援の実績が低いことから、県営住宅の居室環境整備など、利用しやすい工夫が必要である。
- 市町村営住宅の優先入居や一時使用等については、引き続き市町村と連携して取り組み住宅支援の充実を図ることが必要である。
- 民間賃貸住宅に関する情報提供は、2団体と協定を締結し、物件の情報提供を行っており、必要性の高い取組であるが、条件に合う物件が少ない場合もあることから、より多くの情報提供ができるような方法を検討する必要がある。

3 県民・事業者の理解の促進

(1) 県民・事業者の理解の促進

① 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開

第2期推進計画

- 安全・安心まちづくりの推進体制である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援における推進体制としても位置づけ、犯罪被害者等支援についても県民総ぐるみ運動として展開します。
 - ・ 協議会参加団体による自主的な取組の促進（情報提供等）
 - ・ 広報・普及啓発における協議会参加団体との連携

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○推進協議会総会での協議等を実施 ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする 26 年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H26. 4. 24) ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 ・理解促進講座の実施やホットラインの広報への協力等を依頼	○推進協議会総会での協議等を実施 ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする 27 年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H27. 4. 27) ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 ・理解促進講座の実施やホットラインの広報への協力等を依頼	○推進協議会総会での協議等を実施 ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする 28 年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H28. 4. 25) ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 ・理解促進講座の実施やホットラインの広報への協力等を依頼	○推進協議会総会での協議等を実施 ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする 29 年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H29. 4. 24) ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 ・理解促進講座の実施やかならんの広報への協力等を依頼	○推進協議会総会での協議等を実施 ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする 30 年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 (H30. 4. 23) ○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 ・理解促進講座の実施やかならんの広報への協力等を依頼

<神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会>

- ・ 目的 県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、安全・安心まちづくりを目指した県民運動を展開することにより、県民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れることのできる神奈川県を実現することを目的とする。
- ・ 構成員 学校関係団体、PTA関係団体、青少年・国際関係団体、福祉関係団体、地域関係団体、経済・事業者関係団体、ライフライン事業者、交通関係事業者、労働団体、建築・住宅関係団体、防犯関係団体、行政機関等161団体

実施状況に対する評価

- 犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会には、地域団体、事業者、行政機関など県内158 団体が参加し、犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとして、県民運動を展開しており、県民等の理解促進に向け、成果をあげている。

② 被害者等への理解についての普及啓発の推進

第2期推進計画

- 犯罪被害者等への理解を促進するために、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、様々な機会を捉えて市町村や関係機関・団体等と連携した普及啓発を行います。
- また、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせ、被害者等の置かれた状況や支援の必要性について理解を深め、自らできる支援について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施します。
 - ・市町村の広報紙や庁舎ロビーの活用など市町村と連携した広報・普及啓発の実施
 - ・民間支援団体と連携した犯罪被害者等支援キャンペーンの実施

実施状況

平成26年度の実施状況	平成27年度の実施状況	平成28年度の実施状況	平成29年度の実施状況	平成30年度の実施予定
○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催:NPO法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等: H26.11.15～ H26.11.27 5日間 県内5箇所を実施 ・参加人数:約 13,000人	○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催:NPO法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等: H27.11.2～ H27.11.27 5日間 県内5箇所を実施 ・参加人数 約 14,500人	○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催:NPO法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等: H28.11.18～ H28.11.29 5日間 県内5箇所を実施 ・参加人数 約 18,500人	○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催:NPO法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等: H29.11.5～ H29.11.28 5日間 県内5箇所を実施 ・参加人数 約 11,750人	○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催:NPO法人神奈川県被害者支援センター、県、県警察
○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発	○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発	○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発	○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発	○市町村と連携した普及啓発を実施
○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 8回	○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 9回	○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 8回	○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 6回	○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施

実施状況に対する評価

- 平成28年10月に県が実施した、「県民ニーズ調査」によると、犯罪被害者等が抱えている問題について認識している人が、約2割しかないという結果もあり、被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみ、支援の必要性についての理解が県民等に十分浸透しているとは言い難い状況にある。
- 犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の二次被害を受けることも少なくありません。被害者等は、こうした二次被害によって、それまで日常生活や社会生活を送る場であった近隣、職場、学校などから距離を置いたり、通えなくなったりして、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は非常に深刻な問題である。
- このような現状を改善するためには、一人でも多くの県民や事業者、犯罪被害者等の置かれた心情や状況、インターネット環境を含め、二次被害が生じることのないよう十分配慮することについて、理解を広げることが必要。
- また、インターネット等を利用して、被害者等の名誉を傷つけたり、個人情報流出させることの無いよう、あらゆる機会をとらえ、県民や事業者に向け周知が必要。
- 犯罪被害者週間を中心に、「犯罪被害者等支援キャンペーン」を県内各地で実施するとともに、市町村と連携した普及啓発活動、大学等への理解促進の出前講座等を実施しているが、県民への浸透はまだ十分とは言えない。

③ 犯罪被害者等理解促進講座の実施

第2期推進計画

- 学校、地域、事業者団体と協働し、犯罪被害者等の生の声を伝えたり、既存の教材（DVD など）を活用するなど、被害者等の受けた痛みや苦しみなどについて被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を県内各地で実施します。
 - ・学校や事業者団体の会合等での理解促進講座の実施
 - ・市町村と協働した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施
- 中学生及び高校生を対象に、被害者等の実情を伝えることで、社会全体で被害者等を支え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るため、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を開催します。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 4回（3市） 参加人数 540名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 7回（1大学・3専門学校、1地域団体） 参加人数 720名 ・安全・安心まちづくり交流集会における理解促進講座 1回 参加人数 20名 <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 84回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品 602点 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 6回（5市）、参加人数 681名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 5回（1大学・1専門学校、3団体等）、参加人数 277名 ・安全・安心まちづくり交流集会における理解促進講座 1回、参加人数 11名 <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 95回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品 235点 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 3回（2市）、参加人数 584名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 3回（1専門学校、2地域団体）、参加人数 160名 ・安全・安心まちづくり交流集会における理解促進講座 1回、参加人数 13名 ・その他の普及啓発事業 5回、参加人数 194名 <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 70回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品 377点 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 3回（2市）、参加人数 422名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 4回（1大学、3地域団体）、参加人数 136名 ・その他の普及啓発事業 1回、参加人数 40名 <p>○中学生・高校生を対象に、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 83回 ・いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール 応募作品 1,782点 	<p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p>

実施状況に対する評価

- 理解促進講座は、市町村や大学、団体等と連携し実施されており、年間平均 950 人が参加している。中高生を対象とした「いのちの大切さを学ぶ教室」については、被害者等を講師として、平均年間約 80 校で行なわれており、被害者等への理解の促進に有益な取組である。
- 犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、配慮に欠ける対応や言動、さらにはプライバシーの侵害や名誉棄損などによって精神的な苦痛や心身の不調等の二次被害を受けることも少なくない。被害者等は、こうした二次被害によって、それまで日常生活や社会生活を送る場であった近隣、職場、学校などから距離を置いたり、通えなくなったりして、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は非常に深刻な問題である。

- このような現状を改善するためには、一人でも多くの県民や事業者に、犯罪被害者等の置かれた心情や状況、インターネット環境を含め、二次被害が生じることのないよう十分配慮することについて、理解を広げることが必要である。
- また、インターネット等を利用して、被害者等の名誉を傷つけたり、個人情報を出し流させることの無いよう、あらゆる機会をとらえ、県民や事業者に向け周知が必要である。

4 被害者等を支える人材の育成

(1) 被害者等を支える人材の育成

① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施

第2期推進計画

犯罪被害者等支援の裾野を広げ、被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に付き添う直接支援を担う支援員を養成するための支援員養成講座を実施します。

実施状況

平成 26 年度の実施状況	平成 27 年度の実施状況	平成 28 年度の実施状況	平成 29 年度の実施状況	平成 30 年度の実施予定
○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編 (H26.7.4～H26.9.19 10日間) 受講者 15名 ・上級編 (H26.11.7～H27.1.23 10日間) 受講者 14名	○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編 (H27.7.3～H27.9.18 10日間) 受講者 26名 ・上級編 (H27.11.6～H28.1.15 10日間) 受講者 23名	○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編 (H28.7.1～H28.9.16 10日間) 受講者 12名 ・上級編 (H28.10.28～H29.1.13 10日間) 受講者 15名	○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編 (H29.7.7～H29.9.22 10日間) 受講者 21名 ・上級編 (H29.10.27～H30.1.12 10日間) 受講者 16名	

実施状況に対する評価

- 被害者等を支える人材として、被害者等からの相談への対応や付添い支援など幅広く被害者等支援に従事するボランティアの養成を中心に人材育成を行っており、その中で犯罪被害者等支援ボランティア養成講座は、初中級・上級各50時間と、他の都道府県と比較して充実したカリキュラムとなっている。その内容は、随時見直し、より充実させることが必要。
- 市町村等行政機関の職員など、被害者等に接する可能性が高い機関や団体の職員等が、被害者等の置かれた状況などを理解し、支援を実施できるよう、研修へ参加しやすい仕組みの検討が必要。
- 支援者、相談員等の二次受傷を防止し、継続的により良い被害者支援を実施するためには、支援者、相談員等のメンタルヘルスケアの取組が重要であり、専門家等による助言指導（スーパービジョン）など、支援者、相談員等を支える取組が必要。

平成 30 年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会について

1 目的

県では、神奈川県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）に基づいて策定した「第 2 期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）により、犯罪被害者等支援施策を推進している。

推進計画は平成 30 年度で計画期間が満了するため、第 3 期計画策定の検討を行うとともに、条例改正の必要性について検討するため、「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置した。

2 所掌事項

- (1) 神奈川県の犯罪被害者等支援施策のあり方に関すること。
- (2) 神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況の検証に関すること。
- (3) その他、犯罪被害者等支援施策の推進上、必要な事項に関すること。

3 検討委員会の委員について

委員 9 名（要綱上は 10 名以内）

被害者等支援の実務や実態に精通した有識者や支援関係者等から選任

【委員一覧】

区分	氏名	役職名
有識者	植田 啓	神奈川県産科婦人科医会学校医委員会委員長
	大澤 晶子	神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会副委員長
	勝島 聡一郎	横浜市青葉福祉保健センターセンター長
	宮森 孝史◎	田園調布学園大学教授
	諸澤 英道○	世界被害者学会理事・常磐大学元学長
関係団体	山本 潤	一般社団法人 Spring 代表理事
	渡邊 保	被害者が創る条例研究会 世話人
行政	田中 宏穂	横須賀市市長室地域安全課長
	森永 尚子	茅ヶ崎市市民安全部市民相談課長

(注)◎座長 ○副座長

敬称略。区分毎に五十音順で掲載。

神奈川県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有するものをいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穏な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援施策 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (6) 県民等 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに民間支援団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等支援は、すべての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重され、及び犯罪被害者等が犯罪等により壊された日常生活を早期に回復できるよう犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、すべての県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏に十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。
 - 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間において様々な支援が必要であることを踏まえ、県、県民等及び市町村が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合的な犯罪被害者等支援施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。
- 2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び県民等との連携及び協力に努めるものとする。
 - 3 県は、県民等による犯罪被害者等支援及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、県民等及び市町村に対し、情報の提供、啓発活動、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援の推進に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、犯罪被害者等支援を推進するとともに、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援推進計画の策定)

第8条 知事は、犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援推進計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更しようとするときは、県民等及び犯罪被害者等その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第10条 知事及び公安委員会は、民間支援団体と連携し、及び協力して、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、犯罪被害者等支援を一体となって実施するために必要な総合的な支援体制（次項において「総合的支援体制」という。）を整備するものとする。

2 総合的支援体制の整備に当たっては、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と緊密に連携し、犯罪被害者等がどの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第11条 県は、犯罪被害者等の日常生活に支障を来すことがないように、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(弁護士等による相談体制の充実等)

第12条 県は、犯罪被害者等が犯罪等に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、病院等への付添い、家事、育児その他の日常生活の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第14条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

(一時的な住居の提供等)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第16条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が配慮に欠ける言動により更なる被害を受けることなく、適切な支援を受けられることができるよう、行政機関の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体の業務に従事する者その他の関係者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第17条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び民間支援団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第18条 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報の提供、啓発活動、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業者の理解の増進)

第19条 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 県は、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、当該管轄区域における犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

(地域における犯罪被害者等支援の推進)

第21条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止する等地域における犯罪被害者等支援を推進するため、地域において犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進する民間の団体その他の地域に密着した活動を行う民間の団体に対し、防犯及び犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援の実施)

第22条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、当該事案の発生直後における情報の提供、病院等への付添い、精神的な不安の軽減その他の必要な緊急支援を実施するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の一部改正)

2 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例(平成16年神奈川県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第5章を削る。

第6章中第32条を第31条とし、第33条を第32条とする。

第6章を第5章とする。

第7章中第34条を第33条とする。

第7章を第6章とする。

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。